

令和 6 年度 第 1 回 健康福祉審議会

日 時 令和 7 年 3 月 13 日 (木)

午後 7 時 15 分～8 時 30 分 (予定)

会 場 静岡市役所静岡庁舎 本館 3 階 第一委員会室

次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項 (専門分科会等における調査審議)

ア 高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会 (高齢者福祉課、介護保険課) P. 6

イ 地域福祉専門分科会 (福祉総務課) P. 7

ウ 健康づくり専門分科会 (健康づくり推進課) P. 8

エ 児童福祉専門分科会 (子ども未来課) P. 9

オ 児童福祉専門分科会児童処遇審査部会 (児童相談所) P. 10

カ 身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会 (地域リハビリテーション推進センター) P. 11

(2) 令和 7 年度主要事業について P. 12～14

(3) 令和 7 年度組織機構改正の概要について P. 15～17

3 保健福祉長寿局次長挨拶

4 閉会

【資料概要】

資料 1

P. 1	次第
P. 2	席次表
P. 3	令和 6 年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿
P. 4	関係局部課長等一覧
P. 5～11	専門分科会等における調査審議について
P. 12～14	令和 7 年度 主要事業について
P. 15～17	令和 7 年度 組織機構改正の概要について

資料 2

令和 7 年度 重点事業の概要
(子ども未来局、保健福祉長寿局所管の事業のみ抜粋)

資料 3

関係条例等

席次表

委員長 静岡県立大学 東 野 定 律					
市民委員 天 野 育 子				静岡大学 田 宮 縁	
静岡県社会福祉士会 安 藤 千 晶				静岡市老人クラブ連合会 豊 島 彰 司	
静岡市校長会 石 岡 久美子				静岡県立大学 富 安 眞 理	
静岡県弁護士会 石 川 茂 吏				市民委員 中 村 千須子	
市議会 井 上 智 仁				静岡市自治会連合会 中 村 満	
市民委員 大 石 信 弘				常葉大学短期大学部 西 田 泰 子	
静岡市清水手をつなぐ育成会 大 瀧 直 子				静岡市身体障害者団体連合会 服 部 邦 子	
静岡市静岡歯科医師会 大 村 宗 久				市民委員 原 川 雅 代	
市民委員 狩 野 美佐子				静岡市私立保育園長会 松 田 剛	
静岡市民生委員児童委員協議会 清 野 文 雄				静岡市社会福祉協議会 三重野 隆 志	
静岡市薬剤師会 小長谷 晋 吾				静岡市私立幼稚園連合会 宮 下 友美恵	
静岡市立静岡病院 島 本 光 臣				静岡県立大学 森 本 達 也	
市民委員 谷 口 年 江					
健康福祉部 参 与	健康長寿推進 監兼本部長	保健福祉長寿 局次長兼健康 福祉部長	子ども未来 局次長	子育て教育 政策監	葵 福祉事務所長
地域包括ケア・ 誰もが活躍推 進本部次長	保健衛生医療 統括監	保健衛生医療 部長	保健衛生医療 課長	駿河 福祉事務所長	清水 福祉事務所長
健康づくり推 進課課長	福祉総務課長	障害福祉企画 課長	参与兼保健所 総務課長	参与兼 子ども未来 課長	幼保支援課長
参与兼介護保 険課長	高齢者福祉課 長	参与兼障害者 支援推進課長	参与兼精神 保健福祉課長	青少年育成 課長	参与兼こども 園課長
参与兼地域リハ ビレテーション推進 センター所長	参与兼保険年 金管理課長		参与兼児童 相談所長	青少年育成課 担当課長	参与兼子ども 家庭課長
出 席 者		出 席 者		出 席 者	
出 席 者		出 席 者		出 席 者	
傍 聴 者		傍 聴 者		傍 聴 者	

令和6年度 静岡市健康福祉審議会 全体会 委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属	職 名
1	委員長 (社福審兼務)	ひがしの さだのり 東野 定律	静岡県立大学	教授
2	委員	あまの いくこ 天野 育子	市民委員	—
3	委員 (社福審兼務)	あんどう ちあき 安藤 千晶	静岡県社会福祉士会	日本社会福祉士会理事
4	委員 (社福審兼務)	いしおか くみこ 石岡 久美子	静岡市校長会	—
5	委員 (社福審兼務)	いしかわ しげり 石川 茂吏	静岡県弁護士会	—
6	委員 (社福審兼務)	いのうえ ともひと 井上 智仁	市議会	副議長
7	委員 (社福審兼務)	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
8	委員	おおいし のぶひろ 大石 信弘	市民委員	—
9	委員 (社福審兼務)	おおたき なおこ 大瀧 直子	静岡市清水手をつなぐ育成会	副会長
10	委員 (社福審兼務)	おおむら むねひさ 大村 宗久	静岡市静岡歯科医師会	副会長
11	委員	かの みさこ 狩野 美佐子	市民委員	—
12	委員 (社福審兼務)	きよの ふみお 清野 文雄	静岡市民生委員児童委員協議会	会長
13	委員 (社福審兼務)	こながや しんご 小長谷 晋吾	静岡市薬剤師会	副会長
14	委員 (社福審兼務)	しまもと みつおみ 島本 光臣	静岡市立静岡病院	名誉病院長
15	委員 (社福審兼務)	たけうち やすし 竹内 康史	静岡市清水医師会	会長
16	委員	たにぐち としえ 谷口 年江	市民委員	—
17	委員 (社福審兼務)	たみや ゆかり 田宮 縁	静岡大学	教授
18	委員 (社福審兼務)	とよしま しょうじ 豊島 彰司	静岡市老人クラブ連合会	会長
19	委員 (社福審兼務)	とみやす まり 富安 眞理	静岡県立大学	教授
20	委員	なかむら ちずこ 中村 千須子	市民委員	—
21	委員 (社福審兼務)	なかむら みつる 中村 満	静岡市自治会連合会	副会長
22	委員 (社福審兼務)	にがたけ さちえ 苦竹 幸枝	静岡市静心会	理事長
23	委員 (社福審兼務)	にしだ やすこ 西田 泰子	常葉大学短期大学部	非常勤講師
24	委員 (社福審兼務)	はっとり いくこ 服部 邦子	静岡市身体障害者団体連合会	副理事長
25	委員	はらかわ まさよ 原川 雅代	市民委員	—
26	委員 (社福審兼務)	まつだ たけし 松田 剛	静岡市私立保育園長会	会長
27	委員 (社福審兼務)	みえの たかし 三重野 隆志	静岡市社会福祉協議会	会長
28	委員 (社福審兼務)	みやした ゆみえ 宮下 友美恵	静岡市私立幼稚園連合会	副会長
29	委員 (社福審兼務)	もりもと たつや 森本 達也	静岡県立大学	教授

関係局部課長等一覧

職名	氏名	所管分科会	所管計画
保健福祉長寿局長	山本 哲生		
保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長	萩原 祥古		
健康長寿推進監兼地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長	内館 友理	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画	
参与兼地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長	酒井 真		
健康福祉部参与	山下 典子		
健康づくり推進課長	川口 徹	健康づくり専門分科会	健康爛漫計画
障害福祉企画課長	寺田 和弘		
参与兼障害者支援推進課長	三浦 一敏		
高齢者福祉課長	杉原 義人	高齢者保健福祉専門分科会	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、高齢者保健福祉計画
参与兼介護保険課長	平林 則彦	介護保険専門分科会	健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、介護保険事業計画
参与兼保険年金管理課長	望月 秀人		
参与兼地域リハビリテーション推進センター所長	望月 巖	障害程度審査部会	
保健衛生医療統括監	千須和 健一		
保健衛生医療部長	杉山 智彦		
保健衛生医療課長	降矢 雄貴		
参与兼保健所総務課長	原田 康弘		
感染症対策課長	窪田 貢介		
参与兼精神保健福祉課長	松田 毅		
葵区副区長兼葵福祉事務所長	村松 正博		
駿河区副区長兼駿河福祉事務所長	山川 澄人		
清水区副区長兼清水福祉事務所長	長澤 秀紀		
子ども未来局長	橋本 隆夫	児童福祉専門分科会	子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て・若者プラン
子ども未来局次長	岡本 裕治		
子育て教育政策監	萩原 智美		
参与兼子ども未来課長	西島 弘道		
青少年育成課長	繁竹 三千代		
青少年育成課子ども若者相談担当課長	澤本 由美		
幼保支援課長	松浦 里美		
参与兼こども園課長	國分 英夫		
参与兼子ども家庭課長	松下 龍一	児童処遇審査部会	
参与兼児童相談所長	大石 剛久		
福祉総務課長	近江 一禎	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉基本計画、成年後見制度利用促進計画

【報告事項】

専門分科会等における調査審議について

令和6年度 健康福祉審議会の開催実績

組織名称	開催回数、R6 実績、R7 予定	令和6年度の主な取組
健康福祉審議会 (全体会)	年1回 R6 実績 3/13 (R7 予定 5月、3月)	健康福祉に係る計画の総括的審議及び重要施策の検討等 ・専門分科会からの報告等 ・各計画の策定等は進捗管理に係る報告
高齢者保健福祉専門分科会	年1回 R6 実績 11/14 (R7 予定 7月、10月)	・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の進捗管理について
介護保険専門分科会	年1回 R6 実績 11/14 (R7 予定 11月)	・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の進捗管理について ・第8期介護保険事業計画の実績報告について
地域福祉専門分科会	年2回 R6 実績 6/3、 2/17-2/28 (書面) (R7 予定 6月、9月、2月)	・第4次静岡市地域福祉基本計画の進捗管理について ・個別避難計画の作成について ・静岡市重層的支援体制整備事業について
健康づくり専門分科会	年2回 R6 実績 8/1、1/30 (R7 予定 8月、2月)	・健康爛漫計画(第2次)登載事業の評価、健康爛漫計画(第3次)の進捗管理 ・地域・職域連携の推進に
(社会福祉審議会)	通常は審議会全体会として開催します	社会福祉法に基づく法定事項の審議
児童福祉専門分科会	年5回 R6 実績 6/27、7/30、9/3、 11/6、3/5 (R7 予定 6月、8月、 11月、3月)	・保育所等の設置認可等に関する意見聴取 ・「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理 ・「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の策定について 等
児童処遇審査部会	年4回 R6 実績 6/20、9/12、12/5、 3/13 (R7 予定 6月、9月、12月、 3月)	児童福祉法に基づく法定事項の審議 ・家庭裁判所への承認申し立て案件 ・処遇困難事例 ・静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について ・裁判事例(国賠訴訟)
民生委員審査専門分科会	R6 実績 開催なし (R7 予定 8月、9月)	民生委員法に基づく法定事項の審議
身体障害者福祉専門分科会	R6 実績 開催なし (R7 予定 未定)	身体障害者福祉法に基づく法定事項の審議
障害程度審査部会	審査(諮問) 随時 会議 年2回 R6 実績 7/29、12/16 (R7 予定 6月、12月)	身体障害者の障害程度に関する審議等 ・身体障害者手帳審査・交付・却下状況 ・指定医師指定・辞退状況 ・指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)指定・更新・辞退状況 等

【報告事項】

高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会について（高齢者福祉課、介護保険課）

1 令和6年度の審議事項等について

（1）静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の進捗管理について

高齢者保険福祉専門分科会と介護保険専門分科会を合同開催し、「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」（令和5～12年度）の1年目（令和5年度）実績について報告を受けた。

※「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を核としている。ただし、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」の計画期間は本市の総合計画（8年間）に合わせているが、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は法定で3年計画となっている。



（2）第8期介護保険事業計画の実績報告について

介護保険専門分科会を開催し、第8期介護保険事業計画に関し、要介護（要支援）認定者数、介護サービス種類別の給付実績や分析結果等について報告を受けた。

2 令和7年度の取組について

（1）「第11期高齢者保健福祉計画」策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施（高齢者福祉課）

令和8年度に策定する第11期高齢者保健福祉計画（令和9～11年度）の基礎資料とするためのアンケート調査について質問項目等を協議する。

（2）「第10期介護保険事業計画」策定のための在宅介護実態調査の実施（介護保険課）

令和8年度に策定する第10期介護保険事業計画（令和9～11年度）の基礎資料とするためのアンケート調査について質問項目等を協議する。

（3）「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」評価方法の整理（高齢者福祉課）

高齢者保健福祉専門分科会を開催し、静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画のうち、主に高齢者保健福祉計画に関する事項について評価方法を協議する。

（4）第9期介護保険事業計画進捗管理（介護保険課）

介護保険専門分科会を開催し、第9期介護保険事業計画に関して進捗状況の報告を受ける。

1 令和6年度の審議事項等について

（1）第4次静岡市地域福祉計画（令和5年度～12年度）について

計画搭載事業について令和5年度の各基本目標の達成状況の確認と具体的事業（188事業）の評価を実施した。また、計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成し、結果について審議した。

（2）個別避難計画の作成について

個別避難計画優先作成対象者の条件の決定、マニュアル作成及び個別避難計画作成の進捗について報告した。併せて、個別避難計画を用いた避難訓練の実施について報告した。

（3）静岡市重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、令和6年度の実施状況及び課題を踏まえた今後の方向性について報告した。

2 令和7年度取組について

（1）第4次静岡市地域福祉計画について

第4次静岡市地域福祉計画前期実施計画（令和5年度～8年度）の令和6年度の総合評価及び掲載事業の評価を実施。

（2）個別避難計画の作成について

個別避難計画優先作成対象者に係る個別避難計画作成の進捗状況を報告する。

（3）静岡市重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業の進捗状況の確認や、事業実績等を踏まえた課題の抽出・解決に向けての検討等を行う。

1 令和6年度の審議事項等について

（1）健康爛漫計画（第2次：平成25年度～令和5年度）登載事業の評価・健康爛漫計画（第3次：令和6年度～令和17年度）の進捗管理

第1回では、第2次計画登載事業の令和5年度の事業評価と第3次計画登載事業の令和6年度実施計画について審議した。

第2回では、計画の重点的な取組事項である『生活習慣病予防・重症化予防』『誰もが健康になれる環境づくり』『関係機関との連携と協働』の3点についての現状報告と、今後さらに取組を進めていくための方法を協議した。

（委員意見）

『生活習慣病予防・重症化予防』について

- ・現場でも「自覚症状が無いのに治療をしなければいけないのか」という声がとても多く、自覚症状がないと治療を続けるのは難しい。将来どのような影響があるかを、診断後すぐの時期に本人がきちんと理解できるようにするしかないのかな、と感じている。
- ・保健福祉センターの保健師とも協力し、細かいケアをお願いしたい。

『誰もが健康になれる環境づくり』について

- ・子どものころからの習慣づけが大切。ただし、子どもだけでは習慣づけは難しいため、妊娠中からのアプローチが必要。

『関係機関との連携と協働』について

- ・保育園や学校では、子どもたちへの食育の機会はあるが、保護者にまでは届きにくい。生活が大変な家庭や、知識不足の家庭もあるため、親にも届く支援を検討してほしい。
- ・参加者を多く集めたいときには、多くの対象に声をかける事が重要。

（2）地域・職域連携の推進

静岡市民の健康状態に関するデータの報告や、働き盛り世代への取組をさらに進めるための連携方法について協議した。

（委員意見）

- ・性別により罹患リスクの高い病気が異なることにも着目し、啓発活動を実施してほしい。
- ・地域にはコロナ禍で介護度が上がった方もいる。身体活動量を増やし、外出につながるような取り組みを進めてほしい。
- ・早期発見と早期治療が大切なので、そのきっかけとなる健診受診率の向上について、引き続き取り組みを進めてほしい。

2 令和7年度の取組について

（1）健康爛漫計画（第3次）登載事業の評価

計画登載事業の令和6年度の事業評価および令和7年度事業計画について審議する。

（2）地域・職域連携の推進

市民の自主的な健康づくりの促進や働き盛り世代への取組をさらに進めるための連携方法について協議する。

児童福祉専門分科会について（子ども未来課）

1 令和6年度の審議事項等について

（1）保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」との整合性の審議を行った。

・特定教育・保育施設 32件

【内訳】定員増：3件 定員減：26件

新制度の幼稚園へ移行：1件 認定こども園へ移行：2件

（2）「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の令和5年度の事業実績等を踏まえた点検・評価を行った。

（3）「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」策定について

「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策等を定めた、「第2期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了を迎える中、第3期計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）の策定に向け、計画案の内容等について、意見聴取を行った。

2 令和7年度の取組について

（1）「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の進捗管理

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の令和6年度の事業実績を踏まえた点検・評価を行い、同プランに基づく事業の実施について審議する。

（2）保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における、定員の設定及び変更について、子ども・子育て支援事業計画との整合性を審議する。

（3）子どもの生活実態調査に係る意見聴取について

子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、子どもの貧困対策に関する取組等を検討するうえでの基礎資料を作成するため、世帯の収入状況や子どもの生活実態に関する調査内容について、意見聴取する。

【報告事項】

児童処遇審査部会について（児童相談所）

1 令和6年度の審議事項等について

（1）審議事項

- （ア）児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案
- （イ）措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案
- （ウ）里親の認定

（2）審議結果

令和5年度

	里親の認定	報告事項
第4回 R6.3.7	なし	①令和5年度里親登録（新規、更新） ②裁判事例 3件 ・損害賠償請求事件の判決 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） ③一時保護所の第三者評価の結果

令和6年度

	里親の認定	報告事項
第1回 R6.6.20	養育里親 1件 養育・養子縁組里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 1件
第2回 R6.9.12	なし	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②処遇困難事例 1件 ③静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について
第3回 R6.12.5	養育里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②処遇困難事例 1件 ③裁判事例（国賠訴訟） 1件
第4回 R7.3.13 （予定）	養育里親 2件 養子縁組里親 1件 養育・養子縁組里親 1件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 1件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 1件 ②令和6年度一時保護所自己評価 ③児童虐待重大事案の発生について
計	養育里親 4件 養子縁組里親 1件 養育・養子縁組里親 2件 親族里親 0件	①家庭裁判所への承認申し立て案件 ・親の同意のない施設入所措置（法28条） 2件 ・親の同意のない2月超え一時保護（法33条） 3件 ②処遇困難事例 2件 ③静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する条例の制定について ④裁判事例（国賠訴訟） 1件 ⑤令和6年度一時保護所自己評価 ⑥児童虐待重大事案の発生について

2 令和7年度 of 取組について

児童処遇審査部会を年4回開催予定

【報告事項】

身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について（地域リハビリテーション推進センター）

1 令和6年度の審議事項等について

（1）審査（令和7年1月末時点）

審査の種類	件数
身体障害者手帳障害程度の審査	2,218 件
15 条第 1 項に規定する医師指定の審査	20 件
指定自立支援医療機関の指定審査	25 件

（2）障害程度審査部会会議

会議	開催日	内容
第1回	令和6年7月29日（月）	・身体障害者手帳審査・交付・却下状況 ・指定医師指定・辞退状況 ・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定・更新・辞退状況 ・診断書・意見書の様式について ・口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する診断書を作成する歯科医師の指定について ・身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取り扱いの周知について ・身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく指定医の周知について
第2回	令和6年12月16日（月）	・身体障害者手帳審査・交付・却下状況 ・指定医師指定・辞退状況 ・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定・更新・辞退状況 ・次期部会長の選任について ・診断書・意見書及び指定医師の手引きのホームページ掲載について ・障害程度審査部会委員について

2 令和7年度の取組について

（1）各審査の諮問を毎週実施

（2）障害程度審査部会会議を年2回（6月、12月頃）開催予定

【報告事項】

令和7年度主要事業について（子ども未来局、保健福祉長寿局）

1 子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進

出産、結婚、子育て支援や教育環境の充実など、ライフステージに応じた行政の支援、下支えを充実させるための取組

（１）子育て支援の充実

3,135,403

2,359,294

静岡市は他の大都市と比べて婚姻率及び出生率が低く、人口減少率が大きい要因の一つとなっている。

（参考）2020年の婚姻率・出生率は、熊本市を除く政令市及び東京23区の20大都市の中で、いずれも19位

市が独自に実施した調査では、「いずれは結婚したい」、「理想のこどもの数」などの独身の若者や夫婦の希望を加味した希望出生率は1.61で、2023年の合計特殊出生率1.17と大きな差が生じている。

こうした若者の「結婚したい」、「こどもを持ちたい」という希望を叶え、出生率の向上を図るため、子育てしやすい環境の整備、子育てや結婚への経済的支援の充実などに取り組む。

また、発達が気になるこどもへの支援の充実や、経済的困窮、虐待などの困難を抱えるこども・家庭への支援の強化に取り組む。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	資料2 ページ番号
1	急病時あんしん預かり保育事業 (病児保育事業)	ソフト	拡充	46,336	23,804	子ども未来局 (子ども未来局)	こども園運営課 (こども園課)	6
2	子どもの遊び場設置・運営事業	ソフト	拡充	62,800	53,000	子ども未来局 (子ども未来局)	こども未来課 (子ども未来課)	7
3	放課後児童クラブ整備・運営事業	ハード ソフト	拡充	2,184,466	2,093,297	子ども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (子ども未来課)	8
4	給食費負担軽減事業	ソフト	継続	612,000	360,300 (令和5年度2月、 6年度2月補正含む)	教育局 子ども未来局 (子ども未来局)	学校給食課 こども園運営課 ほか (こども園課ほか)	9
5	こどもの見守りタグ活用事業	ソフト	新規	8,500	0	子ども未来局 (子ども未来局)	こども園運営課 (こども園課)	10
6	「あそびの教室」運営事業 (発達早期支援事業)	ソフト	拡充	19,495	9,800	子ども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	11
7	発達が気になるこどもの受診待機解消事業	ソフト	新規	17,200	0	保健福祉長寿局	障害福祉企画課	12
8	こどもの居場所の確保・生活支援事業	ソフト	拡充	24,172	7,062	子ども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	13
9	不妊治療支援事業	ソフト	継続	17,300	64,500	子ども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	14
10	産後ケア事業	ソフト	拡充	28,713	16,935	子ども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	15
11	結婚新生活支援事業	ソフト	継続	63,100	63,100	子ども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (青少年育成課)	16
12	子育て宅地提供事業【再掲】	ソフト	新規	33,219	0	都市局	住宅政策課	割愛
13	空き家利活用促進・対策推進事業【再掲】	ソフト	拡充	64,438	51,600	都市局	住宅政策課	割愛

(2) 教育の充実

4,340,087

905,205

少子化が進む中、児童生徒数の将来推計を踏まえた学校の適正規模化・適正配置を進めるとともに、夏場の気温上昇による学習環境の悪化や不衛生なトイレなどといった昨今の課題に対応し、安心・安全で快適に教育を受けることができる環境の整備に取り組む。

また、近年増加傾向にある不登校の児童生徒への支援の強化に引き続き取り組むほか、公私立一体で幼児期における教育・保育の質の向上を図るための取組などを進める。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	資料2 ページ番号
1	学校の適正規模化事業	ハード	拡充	4,048,898	654,520	教育局	教育施設課 学校給食課ほか	割愛
2	学校空調設備整備事業【2月補正含む】	ハード	継続	1,962,600 (令和6年度2月補正 含む)	1,663,300 (令和5年度2月補正 含む)	教育局	教育総務課 教育施設課	割愛
3	学校トイレリフレッシュ事業 【2月補正含む】	ハード	拡充	1,550,990 (令和6年度2月補正 含む)	849,200 (令和5年度2月補正 含む)	教育局	教育総務課 教育施設課	割愛
4	静岡市幼児教育センター事業	ソフト	拡充	13,116	6,067	こども未来局 (子ども未来局)	幼児教育・保育支援課 (こども園課)	17
5	不登校対策事業	ソフト	継続	234,703	231,736	教育局	教育総務課 教職員課 ほか	割愛
6	遠距離通学費補助金	ソフト	拡充	43,370	12,882	教育局	児童生徒支援課	割愛

(3) 健康長寿の推進

816,544

167,849

認知症や生活習慣病等の発症や重症化を防ぎ、QOL (Quality of Life 生活の質) を上げるとともに、医療費を抑制するため、早期発見・早期介入による発症予防等の取組を進める。

また、就職氷河期世代、定年後の高齢者、障がいのある人といった多様な就労困難者や、増加する複数の生活上の課題（困りごと）を抱えている世帯など、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を充実させる。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	資料2 ページ番号
1	認知症早期発見・予防促進事業	ソフト	拡充	38,548	28,565	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが 活躍推進本部)	18
2	糖尿病発症予防支援事業	ソフト	新規	7,513	0	保健福祉長寿局	健康づくり推進課	19
3	難聴高齢者早期発見・支援事業	ソフト	継続	5,600	8,200	保健福祉長寿局	高齢者福祉課	20
4	成果連動型民間委託契約方式を活用した 魅力的な介護予防の共創	ソフト	継続	21,550	12,000	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが 活躍推進本部)	21
5	带状疱疹ワクチン予防接種事業	ソフト	拡充	624,829	140,000 (令和6年度6月補正 含む)	保健福祉長寿局	感染症対策課	22
6	ひきこもり地域支援センター運営事業	ソフト	拡充	33,242	27,407	こども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (青少年育成課)	23

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	資料2 ページ番号
7	多様な就労困難者の雇用推進事業	ソフト	継続	33,440	34,000	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが活躍推進本部)	24
8	障がい者アセスメントのICTツールの普及事業	ソフト	拡充	6,900	10,000	保健福祉長寿局	障害福祉企画課	25
9	終活支援事業	ソフト	新規	2,800	0	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課 (地域包括ケア・誰もが活躍推進本部)	26
10	福祉の困りごと重層的支援体制整備事業	ソフト	継続	39,116	39,277	保健福祉長寿局	福祉総務課	27
11	介護サービス生産性向上のためのICT導入支援事業	ソフト	継続	3,006	8,400	保健福祉長寿局	介護保険課	28

【報告事項】

令和7年度組織機構改正の概要について（事務局）

（令和7年2月3日時点）

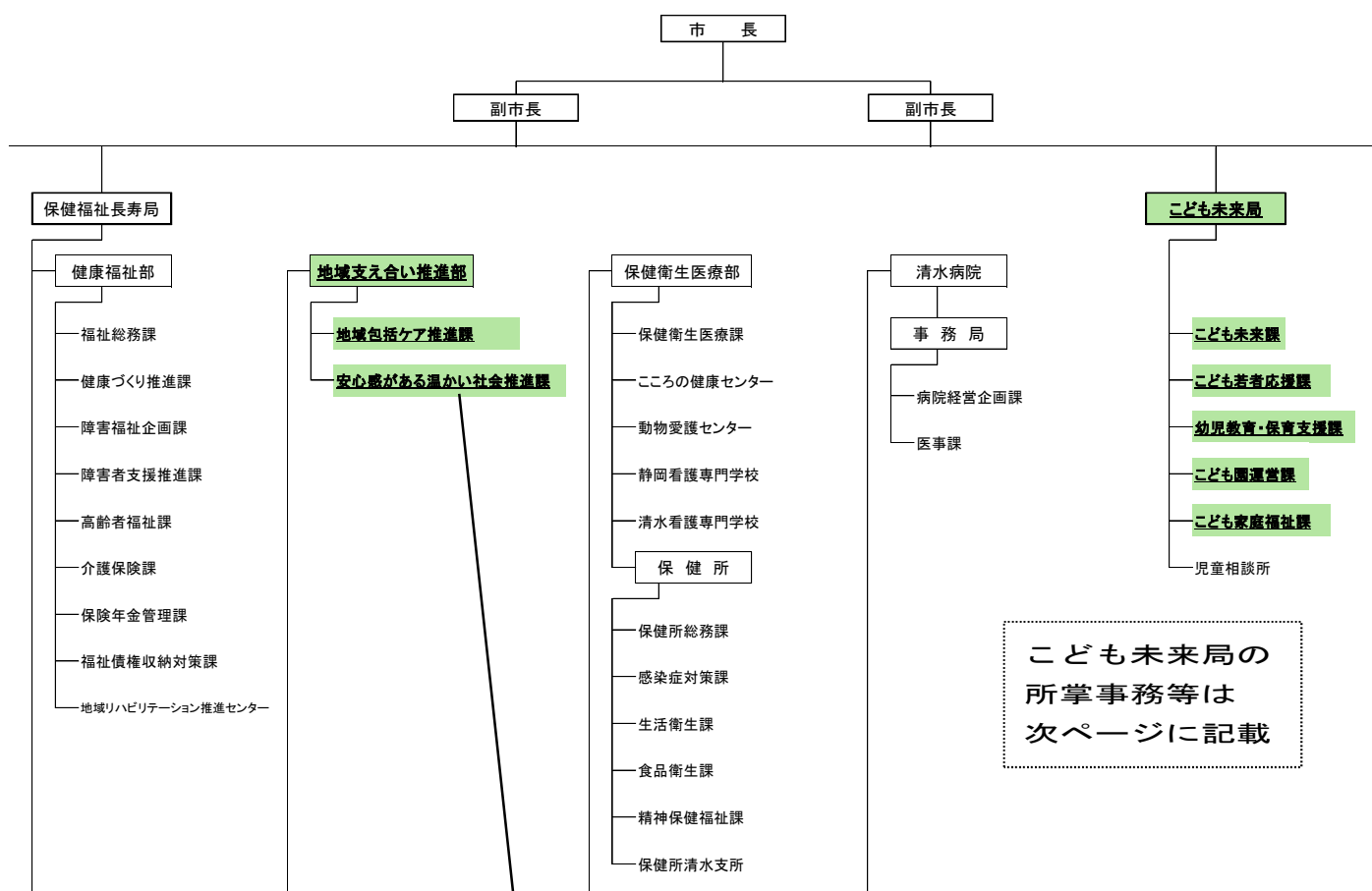
（1）改編に当たっての基本的な考え方

令和7年度に向けた組織機構改編に当たっては、4つの柱を基本として、社会情勢の変化や今後の行政需要に柔軟に対応し、適切な市政運営が行える組織へ変革するため、必要な改編を行います。

【4つの柱】

- （1）子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進
- （2）災害対応力の強化
- （3）地域経済の活性化
- （4）社会変革の促進

（2）令和7年度 静岡市組織機構図案



地域包括ケア推進課 所掌事務：

健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、
在宅医療・介護連携、認知症施策 など

安心感がある温かい社会推進課 所掌事務：

終活情報登録・伝達事業、
エンディングプラン・サポート事業 など

こども未来局の
所掌事務等は
次ページに記載

(3) 子ども未来局（こども未来局）の再編

令和6年度	令和7年度
<u>子ども未来局</u> <u>子ども未来課</u> -----▶ - 調整係 - 子ども政策係 - 子育て支援推進係 - 児童クラブ係 <u>青少年育成課</u> -----▶ - 育成係 - 指導係 - 子ども若者相談センター <u>幼保支援課</u> -----▶ - 総務・事業者指導係 - 給付係 - システム係 <u>こども園課</u> -----▶ - 総務係 - 管理第1係 - 管理第2係 - 幼児教育・保育推進係 - こども園等55園	<u>こども未来局</u> <u>こども未来課</u> - 総務係 - 政策係 - 地域子育て支援係 - D X推進係 所掌事務： こども政策の総括、チーム組織の総括、待機児童対策、こどもの遊び場、地域の子育て支援の総括、こどもに係るシステム・D X推進 など <u>こども若者応援課</u> - こども若者応援係 - 児童クラブ係 - こども若者相談センター 所掌事務： 二十歳の記念式典、しずおかエンジェルプロジェクト（結婚支援）、放課後児童クラブ、青少年の補導、こども若者の相談機関 など <u>幼児教育・保育支援課</u> - 給付・支援係 - 事業者指導係 - 幼児教育センター 所掌事務： 民間保育施設補助金、利用給付、私学助成、指導監査、市立・私立園職員の研修・相談、幼児教育の質向上 など <u>こども園運営課</u> - 総務・施設係 - 運営係 - 職員係 - こども園等55園 所掌事務： 市立こども園の施設管理、市立こども園職員の労務管理、市立こども園給食費の徴収、市立こども園園児の健康支援 など

令和7年度 重点事業の概要

※子ども未来局、保健福祉長寿局所管の事業のみ掲載



目 次

頁

1 子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進

(1) 子育て支援の充実

1 急病時あんしん預かり保育事業（病児保育事業）	6
2 子どもの遊び場設置・運営事業	7
3 放課後児童クラブ整備・運営事業	8
4 給食費負担軽減事業	9
5 こどもの見守りタグ活用事業	10
6 「あそびの教室」運営事業（発達早期支援事業）	11
7 発達が気になるこどもの受診待機解消事業	12
8 こどもの居場所の確保・生活支援事業	13
9 不妊治療支援事業	14
10 産後ケア事業	15
11 結婚新生活支援事業	16
12 子育て宅地提供事業【再掲】	割愛
13 空き家利活用促進・対策推進事業【再掲】	割愛

(2) 教育の充実

1 学校の適正規模化事業	割愛
2 学校空調設備整備事業【2月補正含む】	割愛
3 学校トイレリフレッシュ事業【2月補正含む】	割愛
4 静岡市幼児教育センター事業	17
5 不登校対策事業	割愛
6 遠距離通学費補助金	割愛

(3) 健康長寿の推進

1 認知症早期発見・予防促進事業	18
2 糖尿病発症予防支援事業	19
3 難聴高齢者早期発見・支援事業	20
4 成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防の共創	21
5 带状疱疹ワクチン予防接種事業	22
6 ひきこもり地域支援センター運営事業	23
7 多様な就労困難者の雇用推進事業	24
8 障がい者アセスメントのICTツールの普及事業	25
9 終活支援事業	26
10 福祉の困りごと重層的支援体制整備事業	27
11 介護サービス生産性向上のためのICT導入支援事業	28

1 子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進

出産、結婚、子育て支援や教育環境の充実など、ライフステージに応じた行政の支援、下支えを充実させるための取組

(1) 子育て支援の充実

3,135,403

2,359,294

静岡市は他の大都市と比べて婚姻率及び出生率が低く、人口減少率が大きい要因の一つとなっている。

(参考)2020年の婚姻率・出生率は、熊本市を除く政令市及び東京23区の20大都市の中で、いずれも19位

市が独自に実施した調査では、「いずれは結婚したい」、「理想のこどもの数」などの独身の若者や夫婦の希望を加味した希望出生率は1.61で、2023年の合計特殊出生率1.17と大きな差が生じている。

こうした若者の「結婚したい」、「こどもを持ちたい」という希望を叶え、出生率の向上を図るため、子育てしやすい環境の整備、子育てや結婚への経済的支援の充実などに取り組む。

また、発達が気になるこどもへの支援の充実や、経済的困窮、虐待などの困難を抱えるこども・家庭への支援の強化に取り組む。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	※頁
1	急病時あんしん預かり保育事業 (病児保育事業)	ソフト	拡充	46,336	23,804	こども未来局 (子ども未来局)	こども園運営課 (こども園課)	6
2	子どもの遊び場設置・運営事業	ソフト	拡充	62,800	53,000	こども未来局 (子ども未来局)	こども未来課 (子ども未来課)	7
3	放課後児童クラブ整備・運営事業	ハード ソフト	拡充	2,184,466	2,093,297	こども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (子ども未来課)	8
4	給食費負担軽減事業	ソフト	継続	612,000	360,300 (令和5年度2月、 6年度2月補正含む)	教育局 こども未来局 (子ども未来局)	学校給食課 こども園運営課 ほか (こども園課ほか)	9
5	こどもの見守りタグ活用事業	ソフト	新規	8,500	0	こども未来局 (子ども未来局)	こども園運営課 (こども園課)	10
6	「あそびの教室」運営事業 (発達早期支援事業)	ソフト	拡充	19,495	9,800	こども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	11
7	発達が気になるこどもの受診待機解消事業	ソフト	新規	17,200	0	保健福祉長寿局	障害福祉企画課	12
8	こどもの居場所の確保・生活支援事業	ソフト	拡充	24,172	7,062	こども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	13
9	不妊治療支援事業	ソフト	継続	17,300	64,500	こども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	14
10	産後ケア事業	ソフト	拡充	28,713	16,935	こども未来局 (子ども未来局)	こども家庭福祉課 (子ども家庭課)	15
11	結婚新生活支援事業	ソフト	継続	63,100	63,100	こども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (青少年育成課)	16
12	子育て宅地提供事業【再掲】	ソフト	新規	33,219	0	都市局	住宅政策課	割愛
13	空き家利活用促進・対策推進事業【再掲】	ソフト	拡充	64,438	51,600	都市局	住宅政策課	割愛

(2) 教育の充実

4,340,087

905,205

少子化が進む中、児童生徒数の将来推計を踏まえた学校の適正規模化・適正配置を進めるとともに、夏場の気温上昇による学習環境の悪化や不衛生なトイレなどといった昨今の課題に対応し、安心・安全で快適に教育を受けることができる環境の整備に取り組む。

また、近年増加傾向にある不登校の児童生徒への支援の強化に引き続き取り組むほか、公私立一体で幼児期における教育・保育の質の向上を図るための取組などを進める。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	※頁
1	学校の適正規模化事業	ハード	拡充	4,048,898	654,520	教育局	教育施設課 学校給食課ほか	割愛
2	学校空調設備整備事業【2月補正含む】	ハード	継続	1,962,600 (令和6年度2月補正 含む)	1,663,300 (令和5年度2月補正 含む)	教育局	教育総務課 教育施設課	割愛
3	学校トイレリフレッシュ事業 【2月補正含む】	ハード	拡充	1,550,990 (令和6年度2月補正 含む)	849,200 (令和5年度2月補正 含む)	教育局	教育総務課 教育施設課	割愛
4	静岡市幼児教育センター事業	ソフト	拡充	13,116	6,067	こども未来局 (子ども未来局)	幼児教育・保育支援課 (こども園課)	17
5	不登校対策事業	ソフト	継続	234,703	231,736	教育局	教育総務課 教職員課 ほか	割愛
6	遠距離通学費補助金	ソフト	拡充	43,370	12,882	教育局	児童生徒支援課	割愛

(3) 健康長寿の推進

816,544

167,849

認知症や生活習慣病等の発症や重症化を防ぎ、QOL (Quality of Life 生活の質) を上げるとともに、医療費を抑制するため、早期発見・早期介入による発症予防等の取組を進める。

また、就職氷河期世代、定年後の高齢者、障がいのある人といった多様な就労困難者や、増加する複数の生活上の課題（困りごと）を抱えている世帯など、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を充実させる。

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	※頁
1	認知症早期発見・予防促進事業	ソフト	拡充	38,548	28,565	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが 活躍推進本部)	18
2	糖尿病発症予防支援事業	ソフト	新規	7,513	0	保健福祉長寿局	健康づくり推進課	19
3	難聴高齢者早期発見・支援事業	ソフト	継続	5,600	8,200	保健福祉長寿局	高齢者福祉課	20
4	成果連動型民間委託契約方式を活用した 魅力的な介護予防の共創	ソフト	継続	21,550	12,000	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが 活躍推進本部)	21
5	带状疱疹ワクチン予防接種事業	ソフト	拡充	624,829	140,000 (令和6年度6月補正 含む)	保健福祉長寿局	感染症対策課	22
6	ひきこもり地域支援センター運営事業	ソフト	拡充	33,242	27,407	こども未来局 (子ども未来局)	こども若者応援課 (青少年育成課)	23

NO	事業名	ハード ソフト	新規 拡充 継続	令和7年度 当初予算額	令和6年度 予算額	局名 (旧局名)	課名 (旧課名)	※頁
7	多様な就労困難者の雇用推進事業	ソフト	継続	33,440	34,000	保健福祉長寿局	地域包括ケア推進課 (地域包括ケア・誰もが活躍推進本部)	24
8	障がい者アセスメントのICTツールの普及事業	ソフト	拡充	6,900	10,000	保健福祉長寿局	障害福祉企画課	25
9	終活支援事業	ソフト	新規	2,800	0	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課 (地域包括ケア・誰もが活躍推進本部)	26
10	福祉の困りごと重層的支援体制整備事業	ソフト	継続	39,116	39,277	保健福祉長寿局	福祉総務課	27
11	介護サービス生産性向上のためのICT導入支援事業	ソフト	継続	3,006	8,400	保健福祉長寿局	介護保険課	28

【拡充】

急病時あんしん預かり保育事業（病児保育事業）

こども園運営課

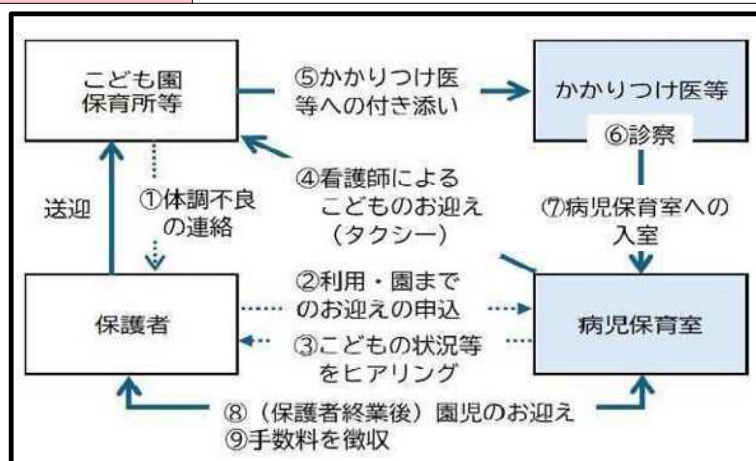
（千円）

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3)	市債	手数料	
当初予算額	46,336	31,572		2,902	11,862
前年度予算額	23,804	9,688		1,858	12,258

背景	- 市内には体調不良のこどもを預かる病児・病後児保育施設が3施設あるが、利用にあたっては、事前にかかりつけ医を受診したうえで、保護者による施設への送迎が必要である。 - 子育てと仕事を両立している家庭の中には、こどもがこども園・保育園等へ登園した後の急な体調不良等への対応に不安を抱えている保護者が多い。
目的	登園後のこどもの急な体調不良時に、保護者等がお迎えに行けない場合に、かかりつけ医等への診察付き添い、病児保育の実施までの一連の対応を行う病児・病後児保育施設を設置することで、働きながら安心して子育てできる環境を整える。



事業概要	各区1か所ずつ設置している「病児・病後児保育室」を1か所増設する。 事前にかかりつけ医を受診した体調不良のこどもの預かりに加えて、登園後に体調不良になったこどもを専従の看護師がこども園に迎えに行き、かかりつけ医等への同行受診を行った後に、病児・病後児保育室にて預かり保育を実施する。 1 病児・病後児保育室の開設・運営 新規 22,032千円 - 実施場所 市内1か所 - 実施体制 保育士1名、看護師2名 - 利用定員 3名 - 利用時間 8:00～17:30（予定） - 実施内容 ①事前にかかりつけ医等を受診した体調不良のこどもの預かり ②登園後に体調不良となり、保護者によるかかりつけ医等への同行受診ができないこどものお迎え・受診・預かり 2 病児・病後児保育室の運営 24,304千円 - 実施場所 ①輝き（葵区東草深町） 定員4名 ②こうのとり（駿河区高松） 定員3名 ③にじいろ（清水区天神一丁目） 定員3名 - 実施内容 事前にかかりつけ医等を受診した体調不良のこどもの預かり
------	--



【登園後に体調不良になった場合のイメージ】



【病児保育室イメージ写真】

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	62,800	27,500			35,300
前年度予算額	53,000	22,500			30,500

背景	・子育て世帯では、雨の日にこどもを安心して遊ばせられる屋内型遊び場のニーズが高く、整備を求める声が多い。 ・市内には、子育て政策に共感・協力してくれるヒトの力と、遊び場に活用できる遊休資産が存在する。 ・令和6年度から、商店街のアーケード下や廃校となった小学校を活用した遊び場を設置・運営している。
----	---

目的	・雨の日にこどもを安心して遊ばせられる屋内型遊び場を、小学校や空き店舗などの社会の遊休資産を活用することにより、早期かつ継続的に供給することで、子育てニーズの充足を図る。
----	---



事業概要	- 七間町エリアの遊び場の設置・運営 新規 25,000千円 七間町名店街の空き店舗を活用した子どもの遊び場の設置・運営を行う「ベスティキッズ七間町実行委員会」への負担金 ・実施内容 ①空き店舗を活用した遊び場の設置・運営（1店舗） ・実施時期 令和8年3月～ ※曜日は未定 - 清水駅西口エリアの遊び場の運営 30,000千円 清水駅前銀座商店街の空き店舗やアーケード下空間を活用した子どもの遊び場の設置・運営を行う「清水駅西口遊び場実行委員会」への負担金 ・実施内容 ①アーケード下空間の遊びスペースの整備、子育て関連イベントの開催（毎月1～2回） ②空き店舗を活用した遊び場の設置・運営 （R6：1店舗 → R7：2店舗） ・実施時期 令和6年7月～ 週6日間（水曜日は実施なし） - 旧水見色小学校の遊び場の運営 7,800千円 廃校となった旧水見色小学校を暫定利用し、遊び場を設置 ・実施内容 ①体育館 スポーツ等体を動かすことができる遊び場 ②教室等 おもちゃ遊びや読書等ができる遊び場 ・実施時期 令和6年10月～ 毎週土日・祝日
------	---



清水駅西口の遊び場



七間町の遊び場イメージ



水見色子どもの遊び場

放課後児童クラブ整備・運営事業

こども若者応援課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3)	市債	手数料	
当初予算額	2,184,466	1,017,737	33,100	488,277	645,352
前年度予算額	2,093,297	1,035,652	5,700	548,303	503,642

背景	・放課後児童クラブは家庭に代わる児童の遊びや生活の場であり、共働き世帯によるニーズの増加を背景に、一部の学区では待機児童が発生している。 ・葵区・駿河区は全てのクラブで土曜日にも開所しているが、清水区は一部のクラブのみが土曜日を開所している等、運営内容が不均一で、利用料金も統一できていない。 ・また、小学校におけるICT教育として、児童に一人一台支給されるタブレット端末を活用した計画帳の配信や宿題が出されているが、Wi-Fi通信環境のないクラブでは児童が端末を使用できない。
----	---

目的	・クラブ室を整備し、待機児童の解消を図るとともに、全てのクラブの開所日及び利用料金の統一、クラブ室のWi-Fi通信環境の整備を行うことで、子育て世帯にとって、より利用しやすい児童クラブを実現する。
----	--



事業概要

1 放課後児童クラブの運営 2,066,224千円

- ・令和7年度は、市内全域で土曜日の開所を拠点方式で実施
- ・併せて、利用料金を統一

	令和6年度		令和7年度
	葵区・駿河区 清水区(由比・蒲原東)	清水区 (由比・蒲原東を除く)	市内全域
クラブ数	61	23	83
開所日	月～土	月～土 (土曜は4拠点のみ)	月～土 (土曜は25拠点のみ)
利用料金	9,500円	7,500円 (土曜日利用は+2,000円)	7,500円 (土曜日利用は+2,000円)

- ・開所時間 開校日：放課後～19:00、閉校日：8:00～19:00
- ・定員数 6,825人

2 Wi-Fi通信環境の整備 **新規** 3,700千円

Wi-Fi通信ができない76クラブにモバイルルーターを配備

3 放課後児童クラブ室の整備（2クラブ3室） 114,542千円

待機児童が発生している学区等にクラブ室を整備し、必要な定員数を確保

- ・実施内容 ①安倍口小学校
余裕教室の改修（定員35人分）
- ②蒲原中学校（蒲原東・蒲原西小学校の統合に伴う新設）
独立棟の新設（定員80人分）



放課後児童クラブの様子

給食費負担軽減事業

学校給食課・こども園運営課・幼児教育・保育支援課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (臨時交付金)	市債	その他	
当初予算額	612,000	416,100			195,900
前年度予算額※	360,300	289,600			70,700

※ 令和5年度2月補正額333,300千円を含む。

※ 令和6年度2月補正額27,000千円を含む。

背景	・小中学校の給食費は、食材費、調理施設の維持管理費、光熱水費、人件費等で構成されるが、そのうち食材費を原則保護者負担としている。 ・こども園の給食費は、3歳以上児の食材費については保護者負担としている。 ・令和4年度から令和6年度は、物価高騰により食材費をはじめとした給食の提供に要する費用が増加しているものの、国の交付金を活用して、食材費の値上がり相当分を公費負担することで、給食費の保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスと量を保った給食を提供している。 ・令和7年1月から米飯の調達価格が改定され値上がりするなど、今後も食材費の価格高騰が続くことが予想される。
----	--

目的	・給食の提供に要する費用が増加する中、その影響を保護者に転嫁することなく、保護者負担を据え置くことで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。
----	--



事業概要	令和7年度給食費の値上がり相当分を支援
	1 市立小中学校給食費負担軽減事業 464,000千円 ・対象者数 ①市立小学校(81校) 約28,900人 ②市立中学校(43校) 約14,400人 ・公費負担分 ①市立小学校 約57円/食 ②市立中学校 約66円/食 ・保護者負担 ①市立小学校 280円/食 ②市立中学校 325円/食
	2 市立こども園給食費負担軽減事業 40,000千円 ・対象者数 市立こども園(51園) 約3,550人 ・公費負担分 約47円/食 3 私立こども園等給食費負担軽減事業 108,000千円 ・実施内容 食材費の値上がり相当分約16%の支援金を支給 ・対象 ①私立こども園・保育所 105か所 ②幼稚園 21か所 ③認可外保育施設 24か所 計150か所 ・支援額 ① 1人あたり10,700円/年 ②③ 1人あたり 9,200円/年



市立小学校の給食の様子



私立保育所で提供された給食

【新規】

こどもの見守りタグ活用事業

こども園運営課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3)	市債	その他	
当初予算額	8,500	4,916			3,584
前年度予算額					

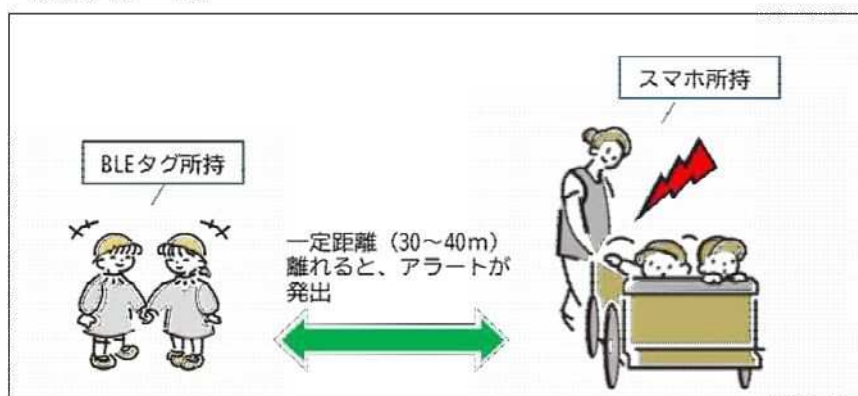
背景	・市立こども園において、園外保育時に園児が一時行方不明になる事案が発生した。 ・園外保育時等の園児の置き去り・見失い防止対策は保育教諭等の配置見直しや注意喚起などに限られ、園児の予想外の行動等により、事故が起こりうる状況にある。
----	---

目的	・既に実施している人的な体制の見直しや注意喚起に加え、ICTを活用した置き去り・見失い防止策を講じることで、安全・安心な保育環境の確保を図る。
----	---



事業概要	置き去り防止支援パッケージの導入	新規	8,500千円
	園外保育時等に、園児の置き去りを防止するbluetooth通信機能を搭載した各種機器を各園に配備 ・対象施設 3歳以上児の受入を行う市立こども園 41園 ・配備内容 ①園児が携帯するBLE（ビーコン）タグ ②保育教諭等が携帯するスマートフォン（専用アプリ導入済）、スマートウォッチ ・運用方法 園児：BLEタグを帽子や衣服に装着 保育教諭：スマートフォン、スマートウォッチを携帯 ①BLEタグから発進される電波をスマートフォンが受信 ②園児が40m程度離れると、スマートフォン、スマートウォッチにブッシュ通知 ③スマートフォン画面にて、離れた園児を確認 ④園児の安全を確保後、アラート解除 ・運用場所 近隣の公園や広場等への散歩、大規模公園や動物園等への園外保育時 など		

【使用イメージ】



アラート発出時のスマホ画面



【拡充】

「あそびの教室」運営事業（発達早期支援事業）

こども家庭福祉課

（千円）

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3、1/2)	市債	その他	
当初予算額	19,495	7,125			12,370
前年度予算額	9,800	6,721			3,079

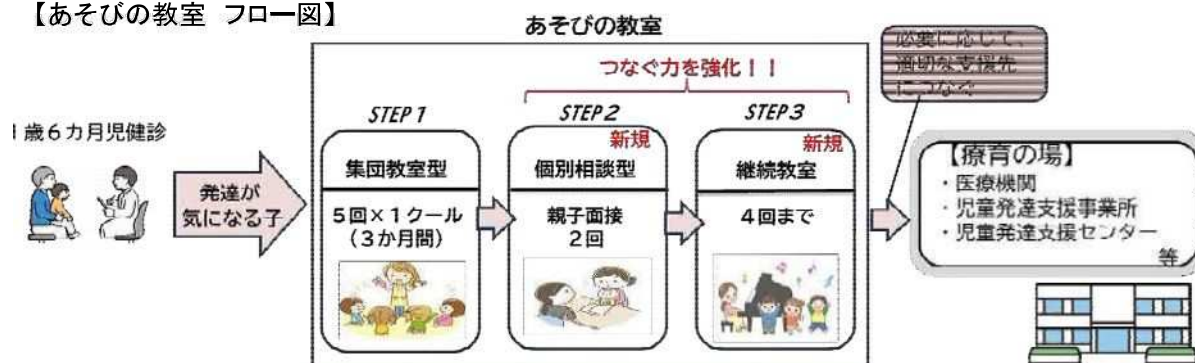
背景	・発達に課題がある子どもに対する支援は、早期に発見し、発達段階に応じた関わり方を見出していくことが重要である。 ・静岡市では、1歳6か月児健診時点で、発達が気になる子に対して、集団での「遊び」を観察し、発達の特性を見極め、支援につなぐ「あそびのひろば」を平成30年から実施してきた。 ・保護者に対して、こどもの特性を伝え支援の方向性を共有するための時間を十分に確保できず、次の支援先である療育の場につながらないことがある。 ・保護者が療育の場へのつながりを希望しても、事業所の選択や手続きに時間を要するため、その間、支援が中断してしまう。 （事業内で専門的な支援が必要とされた子の割合 R2：53% → R5：67%）
----	---

目的	・保護者がこどもの発達特性について、十分な理解が得られるよう、また、発達段階に応じた適切な支援に導けるよう「つなぐ力」を強化することで、全ての子の多様な育ちを支えていく。
----	---



事業概要	これまで実施してきた「集団教室」に、新たな取組みとして、保護者とともに支援の方針を検討・共有する「個別相談」の場、適切な支援先につなぐまでの間の「継続教室」を加え、「あそびの教室」を3部構成で実施する。 1 集団教室 継続 1歳6か月児健診で把握した発達が気になる子を対象に、遊びを中心とした小規模集団活動でのアセスメントを実施 ・実施場所 市内の保健福祉センター 8箇所 ・実施回数 1クール（約3か月）5回で構成 ・定員 1回につき10名（年間定員：8か所×4クール＝320名） 2 個別相談 新規 集団教室を終えた子とその保護者を対象に、こどもの見立てを伝え、今後の支援方針を明確に共有する場を提供 ・実施場所 市内の保健福祉センター 8箇所 ・実施回数 2回 1回目：発達検査、育児相談 2回目：支援方法の提案、こどもの特性の共有 3 継続教室 新規 専門的な支援が開始されるまでの間に継続参加できる教室を開催 ・実施場所 市内の体育館 8箇所 ・実施回数 最大4回
------	---

【あそびの教室 フロー図】



【新規】

発達が気になるこどもの受診待機解消事業

障害福祉企画課

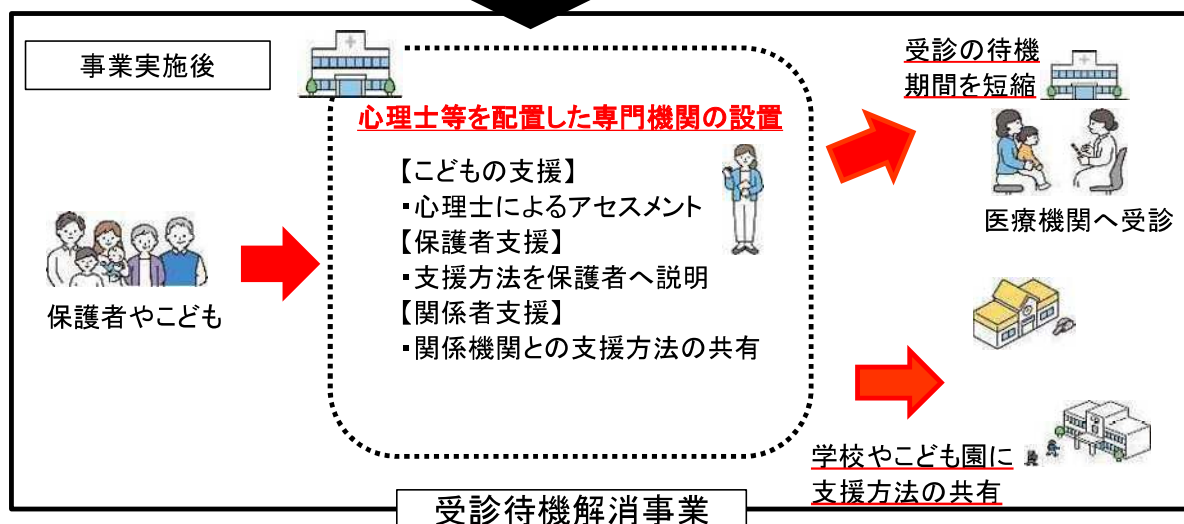
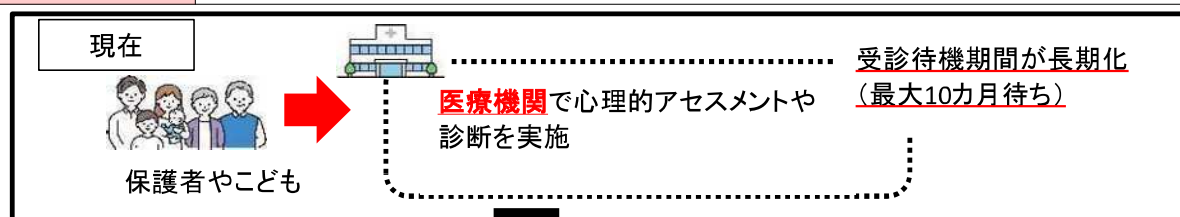
(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	17,200	8,600			8,600
前年度予算額					

背景	・発達が気になるこどものアセスメント（特性等の評価）や対応について、助言を行う心理士を配置している医療機関が少ないため、受診待機期間が長期化している（初診まで2か月～6カ月、心理士のアセスメントに10カ月）。 ・専門医の受診待機期間が長期化することで、保護者やこどもが必要とするタイミングでの受診やアセスメントができない。 ・こどものアセスメント情報を関係機関と十分に共有することができていないため、こどもの特性を踏まえた支援が遅れてしまうことがある。
----	--

目的	・相談機関や医療機関等からの依頼を受けて、発達が気になるこどものアセスメントを専門的に行う心理士等を配置することにより、専門医の受診待機期間を短縮し、保護者が希望するタイミングでの受診やこどもの特性を踏まえた早期支援を実現する。
----	--

事業概要	アセスメントを行う心理士等を配置した専門機関を設置し、発達が気になるこどものアセスメントを早期に実施することで、医療機関での受診待機期間の解消を目指す。 ・実施内容 相談機関や医療機関等から、以下の項目の支援依頼を受け実施。 ①心理士によるこどものアセスメント（特性の評価） ②支援について保護者への説明【保護者支援】 ③関係機関と心理的アセスメントに基づいた支援方法の共有【関係者支援】
------	---



【拡充】

こどもの居場所の確保・生活支援事業

こども家庭福祉課

(千円)

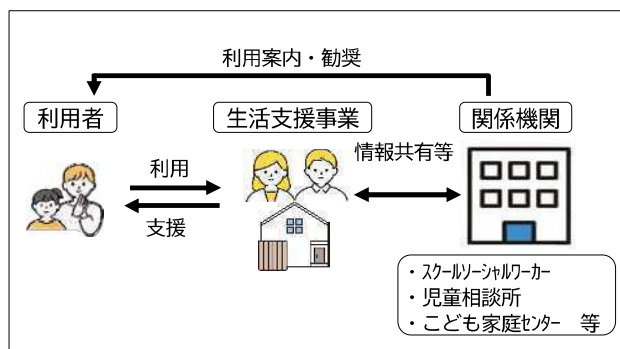
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	24,172	12,086			12,086
前年度予算額	7,062	3,531			3,531

背景	・経済的困窮、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等、養育環境に困難を抱えているこどもは、家庭や地域に居場所を得ることができず、支援が必要な状態に陥りやすい。 ・静岡市では、そうしたこどもやその保護者が無料で参加でき、家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせる居場所を提供する「生活支援事業」を実施している。 ・居場所を必要とするこどもの数は約140人いる（※R5 静岡市児童相談所一時保護人数の内、施設入所等に至らず地域で生活を続けている人数）。 ・現在、事業の定員は30人であり、参加者のほとんどが長期的な支援を要することから、新規参加したいこどもの希望に応えることができていない。
----	---

目的	・新規利用希望者が参加できるよう、現状週30人の定員を週50人に拡大するとともに、家庭が抱える複合的な問題を解決するために、アウトリーチ型の生活支援員を配置し、支援を量的・質的に強化することで、こどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。
----	--



事業概要	1 生活支援の実施 拡充 ・対象者 児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、生活保護受給世帯等の小学生～高校生及びその保護者 ・実施内容 家庭的な雰囲気の中で、食事の支度や余暇活動等、家庭での通常の体験ができる場を提供（1回2時間程度） ・実施箇所 市内3箇所（各区1箇所） アパート等を借上げて実施 ・参加料 無料 ・実施回数 週5回（R6：週3回から拡充） ・定員 1回あたり10人、週50人（R6：週30人から拡充） 2 アウトリーチ型の生活支援員の配置 新規 ・対象者 生活支援事業の参加者または参加予定者 ・実施内容 ①定期的な電話・メール、家庭訪問により家庭状況を把握 ②緊急連絡への対応 ③医療機関への同行受診、公的機関への同行支援 ④学校、児童相談所等の関係機関との支援方針共有 など ・実施体制 2名（社会福祉士や元児童福祉施設職員等を想定）
------	---



【事業イメージ】



【生活支援の様子】

(千円)

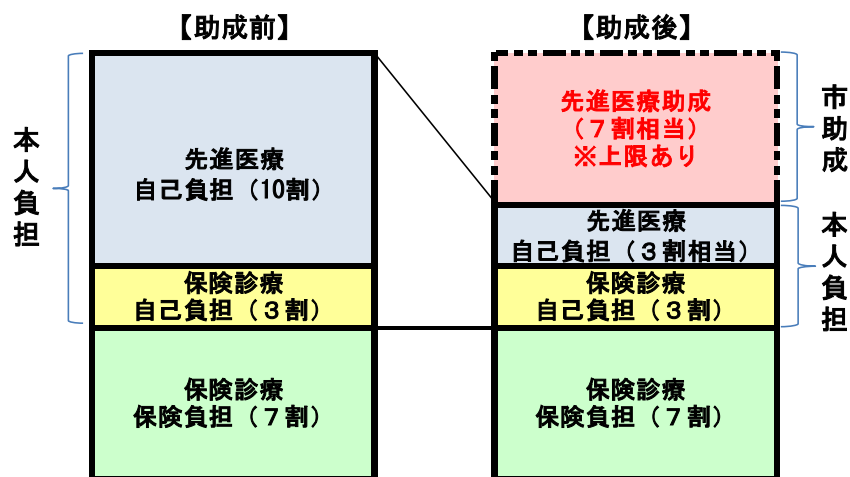
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	17,300	8,650			8,650
前年度予算額	64,500	32,250			32,250

背景	・不妊治療は治療費が高額に及ぶ医療であり、令和3年度までは国が医療費に対する助成を行ってきたが、令和4年4月から保険適用となった。 ・しかし、妊娠率の向上が期待される「先進医療」は未だ保険適用外のため、利用者の10割自己負担となっており、その経済的負担が大きい。 ・先進医療は国がその有効性と安全性を認め、保険診療との併用を許可している医療であり、利用者の約8割が保険診療と併用して先進医療を利用している。 ・静岡市の出生率は、静岡県平均や浜松市と比べて低いことから、出生率の向上につながる不妊治療を希望どおりに受けられるようにするため、令和6年度から先進医療に対する補助を開始した。
----	---

目的	・誰もが子を産み育てやすいまちの実現に向け、妊娠を望み不妊治療を受ける夫婦の医療費負担を軽減することで、不妊治療を希望どおりに受けられることができる環境を整備する。
----	--



事業概要	・対象者 次の要件をいずれも満たす夫婦 ①保険診療の治療と併用して先進医療を受けた者 ②治療の開始日の妻の年齢が43歳未満 ③夫婦の両方又は一方が静岡市に住所を有すること ・対象治療 生殖補助医療のうち先進医療として認められている治療 ※先進医療実施機関として厚生労働省へ届出又は承認されている保険医療機関で実施されたものに限る。 ・補助額 1回あたり5万円を上限に助成 ・補助率 7/10 ・回数 治療開始時の妻の年齢が40歳未満 6回 治療開始時の妻の年齢が40歳以上 3回 ※43歳以上は助成なし
------	--



【本人負担額のイメージ】

産後ケア事業

こども家庭福祉課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (3/4)	市債	その他	
当初予算額	28,713	21,534			7,179
前年度予算額	16,935	8,467			8,468

背景	・子育て家庭において、出産年齢の高齢化に伴う体力低下や、身内の支援者の不在を原因とする育児負担の増加により、産後に気分が沈む人の割合が増加している（H23：36.5%→R4：44.7% ※1）。 ・静岡市では、出産後1年未満の産婦の心身回復や育児不安軽減のために、助産師が母体のケアや育児相談等を行う「産後ケア事業」を有料で実施しており、利用実績は増加傾向にある（H31：2,460件 → R5：2,978件）。 ・一方で、利用料金は政令市平均より高く、「経済的な理由で利用できない」という声がある（静岡市：4,600円 政令市平均：約3,500円 ※2）。 ※1 「静岡市健康・食育に関する意識・生活アンケート調査」結果 ※2 【例】日帰り型（相談・休息タイプ）の利用料金
----	--

目的	・利用料金の見直し等により、産後ケアを必要とする産婦が躊躇なくケアを受けられる体制を整備することで、母子とその家族が心身ともに健康な状態で育児ができる環境を確保する。
----	--



事業概要

産後1年未満の母子を対象に、助産所・産科医療機関等へ宿泊、通所、または助産師が居宅へ訪問し、母体や乳児のケア、授乳・沐浴などの育児指導、乳房ケア、育児相談等を行う。

○拡充内容

・利用者負担額

政令市の利用料金設定を参考に、見直しを実施

	(見直し前)	(見直し後)
①宿泊型 生活保護世帯・非課税世帯以外	8,300円/日	→ 6,300円/日
生活保護世帯・非課税世帯	5,600円/日	→ 3,300円/日
②日帰り型 (相談・休息タイプ)	4,600円/日	→ 3,100円/日
③日帰り型 (相談タイプ)	2,800円/回	→ 2,300円/回
④訪問型	2,800円/回	→ 2,300円/回

・対象者

(見直し前)

静岡市に住民票がある出産後1年未満の母子で、体調や育児に不安がある方

(見直し後)

- ・出産後1年未満の母子で、産後ケアを必要とする方
- ・静岡市に里帰り出産をしている産婦、流産・死産を経験した方

・実施施設

(見直し前) 助産所・助産師等35か所

(見直し後) 助産所・助産院等35か所＋産科医療機関3か所



【育児相談の様子】



【沐浴指導の様子】

結婚新生活支援事業

こども若者応援課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3)	市債	その他	
当初予算額	63,100	35,882			27,218
前年度予算額	63,100	35,882			27,218

背景	・静岡市の喫緊の課題である定住人口の減少の一因には、生涯未婚率の高さがある（県全体26.9％ 静岡市27.2％ 浜松市26.2％）。 ・若者にとって結婚や出産に踏み切れない理由の一つとして、経済的負担が大きいことが挙げられる。 ・20代～30代の人流は、不動産価格が静岡市よりも安い近隣市への転出超過の状態である。 （20～30代の転出超過：焼津市125人、富士市75人、藤枝市49人 （住民基本台帳人口移動報告2022）） ・こうした分析に基づき、静岡市では、結婚を機に市内で新生活を開始する夫婦に対する経済的支援を令和6年度から大幅に拡充している。
----	---

目的	・若者が結婚後の新生活を開始する際の経済的負担を軽減し、結婚を後押しすることで、未婚化及び晩婚化の抑制を図り、出生率の向上を目指す。
----	--



事業概要	結婚を機に市内で新生活を開始する夫婦に対し、新生活開始に要する費用の一部を助成。 - 対象世帯 ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯 ・静岡市に住民票がある世帯 ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯 - 対象経費 ・新規の住宅賃借費用 敷金、礼金、仲介手数料、賃料・共益費6か月分 ・新規の住宅購入費用（建物代のみ） ・新規のリフォーム費用（修繕、増改築、設備更新費） ・婚姻に伴う引越し費用 - 上限額 ・一律80万円 （令和6年度時点における県内最高額）
------	--

補助制度の拡充内容(R6～)

不動産価格が高く経済的負担が大きい静岡市において結婚後の新生活を行っていただくために、住まいの取得・賃借経費に対する補助上限額の引上げを実施

	令和5年度	令和6年度～
「家賃・共益費」の補助対象期間	同居を始めた月から最大2か月分	同居を始めた月から最大6か月分
補助上限額	・夫婦共に29歳以下 60万円 ・夫婦の一方が30歳以上 30万円	一律80万円

【拡充】

静岡市幼児教育センター事業

幼児教育・保育支援課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (2/3)	市債	その他	
当初予算額	13,116	5,478			7,638
前年度予算額	6,067	2,395			3,672

背景	- 市内のこども園・保育所等は、公私立の別や施設類型によって職員の研修回数や内容に偏りがあり、提供する教育・保育サービスの質が均一ではない。 - 多様化するこどもの状況に対応する専門的知識を求められているが、保育者に対する支援体制や実践の場が確立されていない。
----	---

目的	「静岡市幼児教育センター」を設置し、公私立園合同研修の開催による研修機会の拡充や、幼児教育アドバイザーによる保育者支援を行うことで、公私立一体となった教育・保育サービスの質向上を図る。
----	--



事業概要	1 公私立合同の研修の実施 拡充 5,420千円 (1) 公立こども園の既存研修の定員を拡大し、公私立合同の研修を実施 - 定員 200人 (R6 55人から拡充) - 対象研修 園長研修2回、副園長研修1回、特別支援基礎研修1回、支部拠点園公開研修11回 (2) 国が定める保育士の養成カリキュラム「キャリアアップ研修」を実施 - 対象分野 ①障害児保育、②マネジメント、③保護者支援・子育て支援 (既存の公立園対象研修のカリキュラムを見直しして実施)
	2 幼児教育アドバイザーの配置 新規 6,696千円 幼児教育・保育経験者が公立・私立こども園を訪問し、主に若手保育士に対して保育に必要な知識・スキルを提供 - 配置人数 3人 (幼稚園・こども園・保育園園長経験者) - 実施内容 ①保育計画の立て方、園内研修等のアドバイス ②保育参観を行い、指導・助言 ③若手保育士との面談・相談 - 実施回数 訪問180回 (1人につき訪問60回、1回3時間程度)
	3 障害児巡回指導 1,000千円 公立・私立こども園を巡回し、障害児や気になる子に関するアドバイスを保育者や保護者に対して実施 - 巡回者 医師、大学教授など6人 - 実施回数 60回 (1回につき2～3時間程度)

これまで

公立園 (市)

- 階層別研修・選択研修受講
- こども園課職員による巡回指導

↑一部参加

私立園

- 私立幼稚園協会、静岡市保育士会主催研修に参加
- 巡回指導等なし

静岡市幼児教育センター設置後

公立園 私立園

- ・公私合同研修受講
- ・幼児教育アドバイザーによる巡回指導・支援
- ・情報共有、意見交換



静岡市幼児教育センター(市)

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源 一般会計繰入金
		国・県支出金 (25/100、12.5/100ほか)	市債	介護保険料	
当初予算額	38,548	14,717		8,159	15,672
前年度予算額	28,565	14,339		8,177	6,049

背景	・高齢化に伴い、市内の認知症高齢者は増加している。 (R4:25,831人→R5:27,553人) ・認知症の一步手前の段階であるMCI(軽度認知障害)での対応により、16~41%の人は認知機能が回復するため、早期発見・早期予防が重要である。
目的	・認知症を早期発見するための健診の受診機会の提供や、認知症予防のためのプログラムの実施等により認知症の早期発見・予防を促進する。



事業概要	1 かかりつけ医における「もの忘れ検診」の無料実施 新規 10,000千円 ・対象者 静岡市在住の65歳以上の方(年に1回) ・周知方法 認知症になるリスクが急速に高まり始める75歳が最も重要な年代と考え、75歳全員に受検を勧奨する通知を送付。 ・実施見込 約1,800件 ・検査手法 MMS E=世界中の医療機関で使用する神経心理検査 DASC-21=認知症・生活機能の障害を確認できる検査
	2 MCI(軽度認知障害)予防プログラムの実施 拡充 4,716千円 運動・脳トレーニング体操等で構成された「静岡型認知症・MCI予防プログラム」の普及を図るため、市民向け体験会を実施する。 (1) 常設会場でのプログラムの実施 ・開催会場 各区1か所(かけこまち、きてこ、清水テルサ) ・定員 各会場15~20名 ・実施回数 週1回・計12回(約3カ月)のプログラムを年間3クール開催 (2) 認知症予防市民パートナー養成講座の開催 新規 市民による地域での認知症予防活動を促進するため、認知症予防市民パートナーを養成し、パートナーと連携した予防プログラムの普及啓発を実施する。(2回開催)
	3 かけこまち七間町(認知症ケア推進センター)の運営 23,832千円 ・施設概要 葵区七間町5-8(ミライエ七間町1階) ・実施内容 ・医療、介護等の専門職による相談や認知症予防イベント開催 ・認知症の症状を模擬体験できるVR機器を用いた体験会開催

もの忘れ検診の流れ



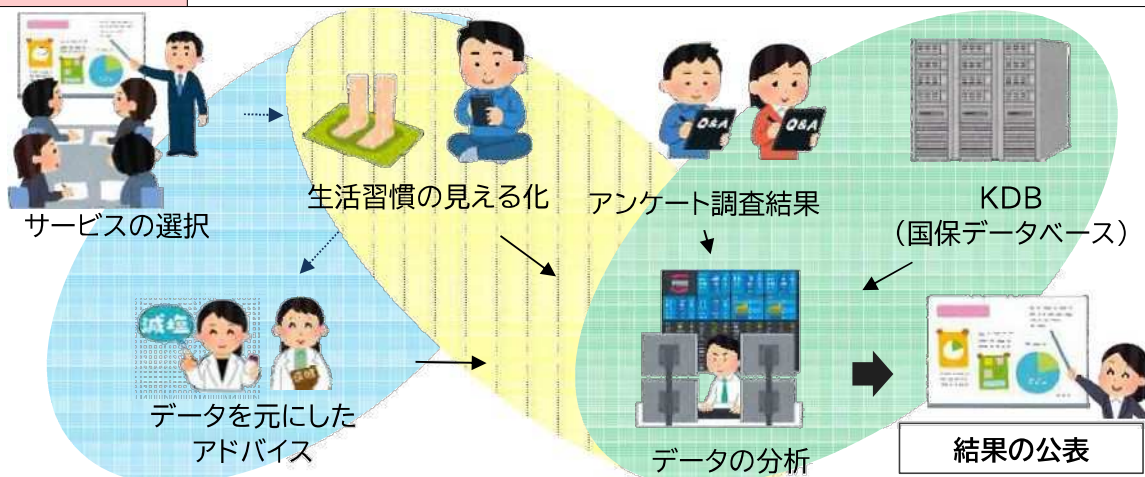
	事業費	特定財源			一般会計繰入金
		国・県支出金	市債	基金繰入金	
当初予算額	7,513			7,513	
前年度予算額					

背景	・静岡市の糖尿病有病率（令和4年度）は20政令市中3番目に高く、特に30～50歳代の有病率が増加している。 ・糖尿病は放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし重症化していくため、QOL（Quality of Life 生活の質）を著しく低下させるだけではなく、医療費の大きな負担となる。
----	--

目的	・大学などの研究機関やサービス提供事業者等と連携し、デジタルデバイスを活用した生活習慣改善支援を行い、市民の健康状態や生活習慣の特徴を把握することで、エビデンスに基づいた糖尿病発症予防に向けた取組につなげる。 ・糖尿病の早期発見・早期介入により発症や重症化を防ぎ、QOLを向上させるとともに、医療費の抑制に取り組む。
----	---



事業概要	1 デジタルデバイスを活用した保健指導サービスの導入 新規 5,863千円 血糖値が高めの人を対象に、デジタルデバイスから得たバイタルデータに基づく保健指導を実施し、糖尿病発症予防につなげる。 ・対象者 血糖値が高い国民健康保険被保険者 70人 ・サービス利用期間 3か月 ・実施内容 ①市国保被保険者に勧奨通知を送付 ②希望者へデジタルデバイス（例：スマートバスマット）を活用した保健指導サービスを提供 ③バイタルデータの計測と、データに基づく保健指導 ④大学等研究機関と連携したデータ分析 ⑤サービス提供者に対する追跡調査 2 アンケート結果と健診結果との深堀分析 1,650千円 令和6年度に実施した「食と生活習慣のアンケート調査」の結果と、糖尿病有病率や健診結果等との関連性を深堀分析する。 ・実施内容 ①糖尿病有病率、健診結果、生活習慣等の現状分析による市民の健康状態・生活習慣病との関連性の把握 ②分析結果に基づく効果的な保健指導などの保健事業の見直し
------	--



【一般会計、介護保険事業会計】

難聴高齢者早期発見・支援事業

高齢者福祉課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源 一般会計繰入金
		国・県支出金 (25/100、12.5/100)	市債	介護保険料	
当初予算額	5,600	1,762		2,351	1,487
前年度予算額	8,200	2,474		3,388	2,338

背景

- ・高齢者の難聴は、聞こえにくさから会話やコミュニケーションの困難を生じさせ、さらに社会とのつながりが希薄になることが認知症や社会的孤立の要因となるともいわれている。
- ・65歳を超えると、聞こえづらさを感じる人が一気に増え、75歳以上の約半数の方が聞こえづらさを感じている。

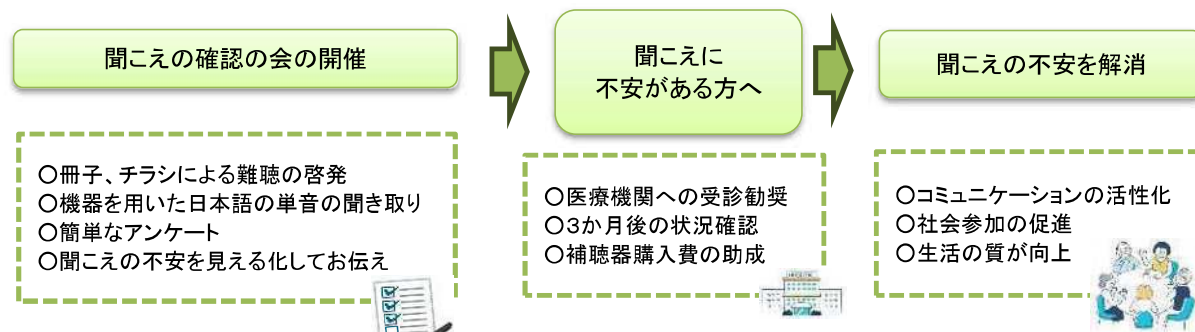
【難聴有病率（10 年後の年齢別難聴発症率—老化に関する長期縦断疫学研究（NILS-LSA より算出））（％）】

年齢	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
男性	4.3	14.6	12.6	43.7	51.1	71.4	84.3
女性	0.9	9.6	10.6	27.7	41.8	67.3	73.3

目的	・高齢者の聞こえの確認の会を開催し、その参加者への補聴器購入費用の助成を実施することで、高齢者のコミュニケーションの活性化や社会参加を促進し、高齢者の生活の質の向上を図る。
----	---



	1 高齢者の聞こえの確認の会の開催 4,700千円 (1) 啓発冊子及び啓発チラシの作成 (2) 聞こえの確認の会の実施 ・実施時期 令和7年6月から令和7年11月まで ・実施場所 市内の高齢者の通いの場や商業施設など ・対象者 市内在住の65歳以上の者 (3) 聞こえに不安がある方へのフォロー ・実施時期 (2)の聞こえの確認の会の実施からおおむね3か月後 ・対象者 (2)の聞こえの確認の会への参加者のうち、医療機関への受診勧奨を受けたもの	
	2 聞こえの確認の会の参加者への補聴器購入費助成 900千円 ・対象者 上記(3)のうち、医療機関において、補聴器が必要であると判断された者 ・対象者数 30人 ・補助対象経費 補聴器の購入に要する経費 ・補助率 10/10 ・補助上限 3万円	



<事業のイメージと効果>

【介護保険事業会計】

成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防の共創

地域包括ケア推進課

(千円)

	事業費	特定財源			一般会計繰入金
		国・県支出金 (24.99/100、12.5/100)	市債	介護保険料	
当初予算額	21,550	8,080		10,777	2,693
前年度予算額	12,000	4,500		6,000	1,500

背景	・介護保険の要支援・要介護認定者数は増加しており、介護給付費（介護保険の対象となるサービスに要する経費）が増加している。 ・要介護認定を受けていない市内在住の65歳以上の高齢者のうち、就労や社会活動をしていない人の割合が増加している。 ・介護現場では介護職員が不足しており、供給不足が2025年に1,200人まで広がる見込みである。（需要に対して10%不足する見込み） ・高齢化が進む中、効率的・効果的に介護予防に取り組む必要がある。
----	--

目的	・成果に連動した委託契約方式（PFS：Pay For Success）を導入し、受託者の取組意欲の向上やノウハウ等の活用により、従来型の委託事業と比べ、より効率的・効果的に「介護予防」を推進する。 ・介護予防により、高齢者のQOL（Quality of Life 生活の質）を上げるとともに、介護給付費の抑制を図る。
----	---



事業概要	1 PFSを活用した介護予防事業の事業実施 15,550千円 ・対象者 市内在住の高齢者 主なターゲットは、要介護認定を受けていない高齢者のうち、就労や社会活動等をしていない人 ・事業内容 社会参加のイベントや講座等の開催 ・事業手法 市は事業参加者数など達成すべき成果指標を設定。 受託者は、成果指標を達成するための事業内容・実施方法を企画し、事業を実施する。 成果指標以外の介護予防成果は第三者評価機関が評価。 市は最低保証額（固定）と成果に応じた報酬額（変動）を受託者へ支払う。 ・実施期間 令和6年9月から令和9年3月まで（3年間）
	2 PFSを活用した介護予防事業の効果検証 6,000千円 ・実施内容 受託者の取組の成果の評価を第三者評価機関に委託。 ・実施期間 令和6年6月から令和9年3月まで（3年間）



社会参加のイベントや講座等の例①
(宝塚歌劇団OGによる発声レッスン)



社会参加のイベントや講座等の例②
(男・本気のコーヒー教室)

帯状疱疹ワクチン予防接種事業

感染症対策課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金	市債	その他	
当初予算額	624,829				624,829
前年度予算額※	140,000				140,000

※ 令和6年度6月補正額140,000千円を含む。

背景	・ 帯状疱疹は、加齢による免疫機能の低下が原因と考えられており、50歳代から発症率が増加（患者の約7割が50歳以上、ピークは70歳代）し、80歳までに約3人に1人が発症すると言われている。 ・ 発症者の約20%に帯状疱疹後神経痛（PHN）が現れ、治療が難渋することが多い。 ・ 令和7年4月1日から帯状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種（B類疾病）に位置づけられた。 ・ 帯状疱疹の発症及び重症予防効果には、ワクチン接種が有効とされている。
----	--

目的	・ 市民の早期のワクチン接種を促進することで、帯状疱疹発症率の低減及び重症化の予防を図り、生活の質の向上や健康寿命の延伸、高額医療費の抑制、不安の解消等につなげる。
----	--



事業概要	1 帯状疱疹ワクチン定期接種事業 新規 444,829千円 (1) 開始時期 ▪ 令和7年4月1日 (2) 対象者 ▪ 65歳の方 ▪ 60歳以上65歳未満で、HIVによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ▪ 65歳を超える方は、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとが対象（70、75、80、85、90、95、100歳の方） （※100歳以上は、令和7年度のみ全員対象） ※任意接種を完了した方は除く ※既に一部の接種を任意接種として行った場合は残りの接種が定期接種の対象 (3) ワクチンの種類及び接種回数（いずれか一方） ▪ 生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン） : 1回 ▪ 不活化ワクチン（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン） : 2回 ※交互接種はできない (4) 自己負担額（予定） ▪ 生ワクチン : 5,040円／回 ▪ 不活化ワクチン : 8,240円／回 ※低所得世帯（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯）の方等は、自己負担額なし 2 帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業 180,000千円 (1) 助成対象者 ▪ 帯状疱疹不活化ワクチンを接種する50歳以上の市民 ※定期接種の対象者及び接種を完了した方などは除く (2) ワクチンの種類及び接種回数 ▪ 不活化ワクチン : 2回 (3) 助成上限額 ▪ 接種1回あたり10,000円 (4) 助成回数 ▪ 1人あたり生涯2回まで
------	--

【拡充】

ひきこもり地域支援センター運営事業

こども若者応援課

(千円)

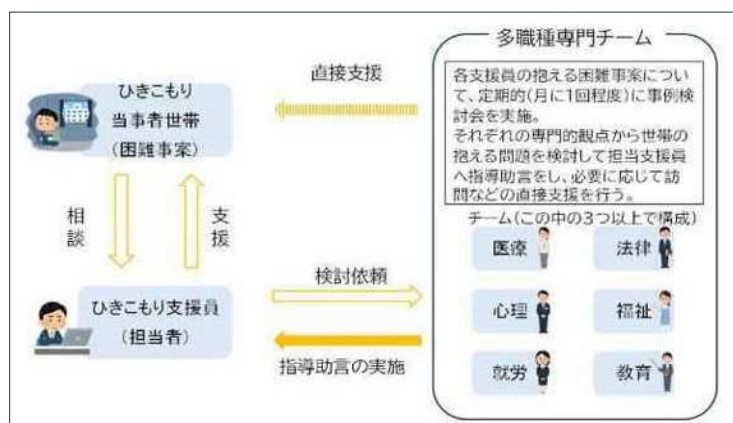
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	33,242	16,621			16,621
前年度予算額	27,407	13,703			13,704

背景	・ 静岡市では、ひきこもり状態にある方やその家族を支援する「ひきこもり地域支援センター」を運営しており、近年の相談件数は増加傾向にある。 (年間延件数 H27: 1,438件 → R5: 2,310件) ・ 中でも、40～60代の中高年の支援対象者の割合が増加傾向にあり、就労や対人関係等の複合的な課題を抱えている場合が多い。 ・ 必要な支援の量・質ともに高まりつつあるのに対して、現状、支援員が不足している。 (支援に必要な時間数(推計): 12,054時間、支援可能時間数: 10,332時間)
----	---

目的	・ 支援員を1名増員し、増加するニーズに対応するとともに、新たに「多職種専門チーム」を設置することで、より複雑で専門性を要する事例への対応力を強化し、ひきこもり状態の方の福祉の増進を図る。
----	--



事業概要	ひきこもり地域支援センターの運営 ・ 所在地 静岡市南部図書館2階(駿河区南八幡町) ・ 開設 毎週火～土曜日(祝日、年末年始除く) 9時00分から17時00分まで ・ 体制 ひきこもり支援員7名、事務職1名 拡充 (支援員1名を追加) ・ 実施内容 ①相談支援(2,500回/年) ひきこもり当事者及びその家族に対する相談支援の実施 ②居場所づくり事業(90回/年) 回復期にあるひきこもり当事者向け居場所活動の実施 ③家族会開催事業(20回/年) ひきこもり当事者の家族向け交流会の実施 ④多職種専門チームの設置 新規 心理・福祉・就労等の3職種以上で構成されるチームを設置し、複合的な視点による支援を実施
------	---



【多職種専門チーム】



【居場所活動の様子】

多様な就労困難者の雇用推進事業

地域包括ケア推進課

(千円)

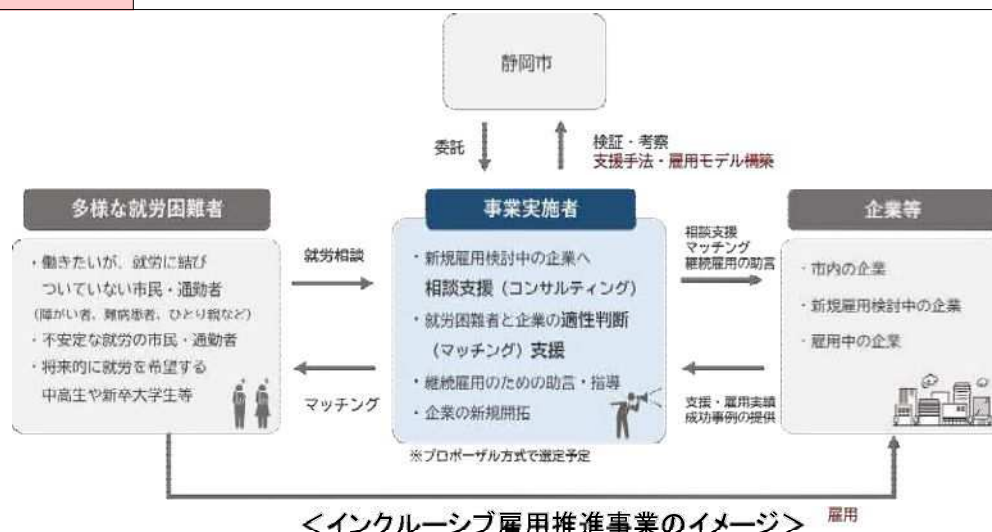
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	33,440	16,630			16,810
前年度予算額	34,000	16,730			17,270

背景	・ 少子高齢化が進み、労働力不足が懸念される中、多様な働き方（短時間勤務、適性に合った業務分担等）の社会への浸透が必要である。 ・ 多様な就労困難者（障がいがあるが障害者手帳を持っていない人、難病患者、ひとり親など）の雇用は進んでおらず、就労しにくい状況である。 ・ 多様な就労困難者や雇用する企業への支援など、幅広くかつ総合的な支援の枠組みが必要である。
----	--

目的	・ 多様な就労困難者を含む誰もが希望するかたちでの就労や社会参加ができるよう、幅広くかつ総合的な支援体制を整備することで、「誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるまち」の実現を目指す。
----	--



事業概要	就労に結びついていない多様な就労困難者と人手不足の企業をつなげ、持続的な雇用体制を構築するため、多様な就労困難者の雇用を促進する実証事業（インクルーシブ雇用推進事業）などを行う。 1 インクルーシブ雇用推進事業 32,800千円 ・ 実施内容 ①就労希望者と企業とを結びつけるマッチング支援 ②企業へのインクルーシブ雇用普及・開拓 ③企業への業務切出し方法等コンサルティング支援 ④就労希望者への相談支援 2 先進事例調査研究など 640千円 ・ 実施内容 ①先進事例（インセンティブ付与制度など）の調査研究 ②成果に連動した委託契約方式（P F S : Pay For Success）導入、表彰など、新たな就労支援制度構築に向けた検討
------	--



【拡充】

障がい者アセスメントのICTツールの普及事業

障害福祉企画課

(千円)

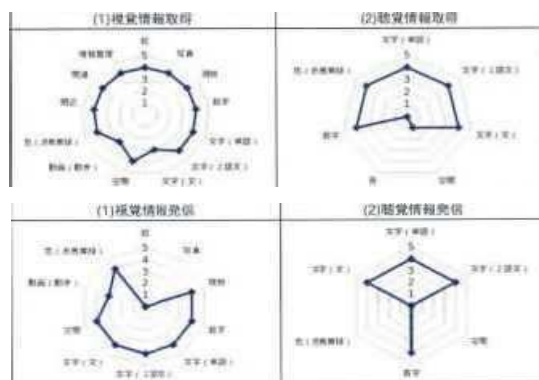
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	6,900	3,450			3,450
前年度予算額	10,000	5,000			5,000

背景	- 障がい者の就労については、市内就労系障害福祉サービスから一般就労への移行が可能と見込まれる方が潜在的に存在するが、積極的に検討する機会等がなく一般就労につながっていない。 - 一般就労への移行に向けては、アセスメント（能力・適性評価）が必要であるが、これまでは本人の選択・希望の実現の視点に立ったケース会議等による定性的評価が多く、客観的な評価による具体的な仕事へのマッチングや合理的配慮の提供などが不十分である。
----	--

目的	市内で就労を希望する障がい者について、ICTツールを活用した客観的なアセスメントを実施し、障がい者本人の希望や就労能力等に応じた、より適切な障害福祉サービスや就労先へ繋げることを目指す。
----	---



事業概要	- 市内就労系障害福祉サービス事業所への障がい者就労アセスメントのICTツール導入支援 - 実施内容 - 就労系福祉サービス利用者を対象とした就労アセスメント実施（対象事業所 15事業所） - ICTツールを活用した求人マッチング - 就労系障害福祉サービス事業所の支援員等を対象とした就労アセスメント手法等の研修 - 国等が実施する障害者雇用施策との連携強化 - 実施内容 ICTツールの普及の取り組みにあたり、ハローワーク等関係機関と連携し、障害者雇用の推進を図る。
------	---



アセスメント結果一部（例）



実地測定による就労アセスメントの様子

終活支援事業

安心感がある温かい社会推進課

(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (3/4)	市債	その他	
当初予算額	2,800	1,125			1,675
前年度予算額					

背景	・ 65歳以上の高齢者人口が増加する中、独り住まいの高齢者も増加している。 (65歳以上の高齢者(2020年)：209,628人、うち独り住まいの高齢者：35,920人(17.1%))。 ・ 孤立死に関する設問にて「とても身近に感じる」「まあ感じる」と回答した割合が48.7%であり、不安を感じる高齢者が多くいる。
----	---

目的	・ 「未来のあんしんに向けた取組」として、身寄りのない高齢者などの”もしも”のときの疑問や不安に寄り添うことで、誰もが安心して過ごせるまちになるよう推進していく。
----	---



事業概要	1 終活情報登録・伝達事業 1,300千円 病气や事故、急逝などで意思表示できなくなった時に備え、必要な情報を市に事前に登録し、市が関係機関(医療機関、警察、救急、市福祉事務所)や本人が指定する方からの照会があった際に伝達する。 事業概要 ①緊急連絡先等の情報と、情報を伝達する方を市に事前登録 ②有事の際は、関係機関や指定された方からの照会に応じて、市が本人に代わり必要な情報を伝達 事業対象者 登録を希望する65歳以上の高齢者 手続き方法 令和7年4月から「終活相談窓口」にて受付 2 エンディングプラン・サポート事業 1,500千円 身寄りのない高齢者などで、ご自身の葬儀や家財処分等に不安を持たれる方に対し、市が事業者と連携し、不安の解消をサポートする。 事業概要 ①死後の不安解消のための相談 ②市民が事業者と葬儀、家財処分等の事前契約 ③市が安否確認等を継続的に実施 ④亡くなられた際、連携事業者が契約に基づく葬儀等を行い、市はその履行確認を実施 事業対象者 65歳以上の高齢者 手続き方法 令和7年4月以降に受付
------	---

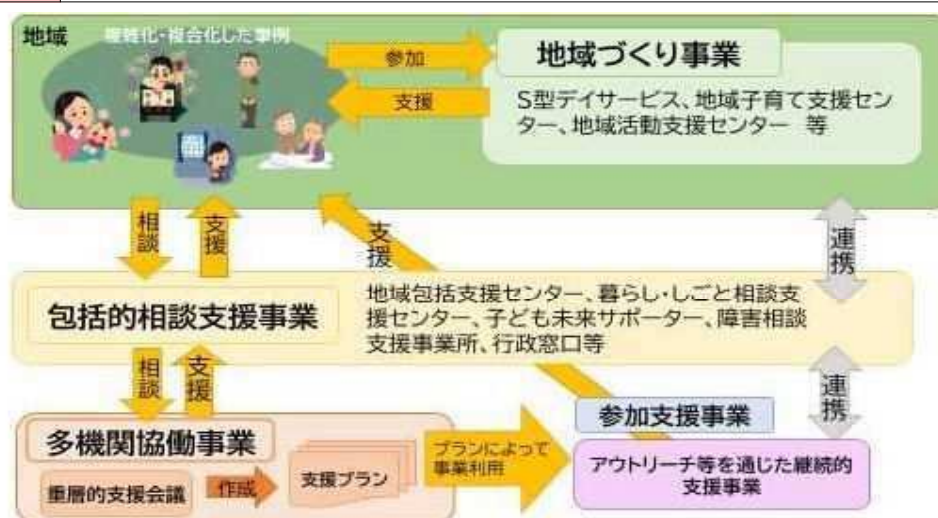
(千円)

	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (3/4)	市債	その他	
当初予算額	39,116	29,337			9,779
前年度予算額	39,277	29,457			9,820

背景	・社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050問題※」や「ダブルケア※」など、複数の生活上の課題を抱えている個人・世帯が増加している。 ・課題解消のために関わる機関が増えていることから、事例のコーディネートが必要である。また、社会的なつながりのない人の割合も増加しているため、社会とのつながりを作る支援が必要である。 ・国において令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的支援体制を整備する重層的支援体制整備事業が創設された。 ※8050問題：80代の親と自立できない事情を抱える50代の子の世帯が社会的に孤立してしまう問題 ※ダブルケア：子育てと親の介護を同時に行う状態
----	--

目的	・対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。
----	---

事業概要	1 多機関協働事業 2,780千円 実施内容 ・重層的支援会議や支援会議（複数の支援機関による会議）の開催及び支援プランの作成 ・包括的な支援体制整備のための研修会の開催 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業 36,336千円 実施内容 ・手紙や訪問等を通じた信頼関係の構築 ・希望に合わせた社会参加の場とのマッチング ・社会参加継続のためのフォロー体制構築 ・新たな社会参加の場の創設
------	---



<重層的支援体制整備事業イメージ>

介護サービス生産性向上のためのICT導入支援事業

介護保険課

(千円)

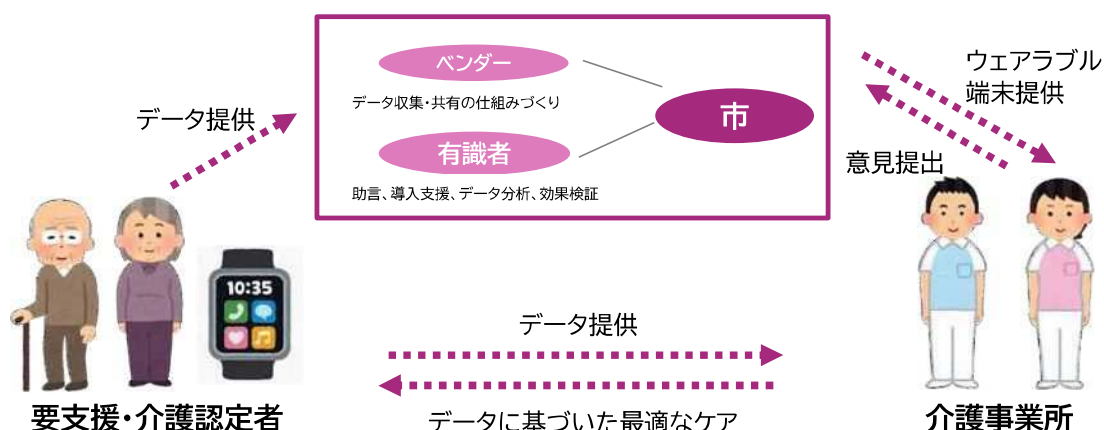
	事業費	特定財源			一般財源
		国・県支出金 (1/2)	市債	その他	
当初予算額	3,006				3,006
前年度予算額	8,400	4,200			4,200

背景	・介護サービス需要が増加する一方、介護人材の不足が深刻化しており、介護サービスの量と質の確保が困難となっている。 ・限られた人材の中で、サービスの質を維持・向上できる環境づくり（生産性向上）が喫緊の課題である。
----	--

目的	・介護人材不足が深刻化する中、介護事業所の生産性向上に係る支援を実施することで、介護サービスの量と質を確保する。
----	--



事業概要	要支援・介護認定者にウェアラブル端末を提供し、バイタルデータを本人が把握することで、見える化による健康意識の向上や運動などの行動変容につなげる。 また、得られたデータを介護職員と本人が共有することで、介護事業所はデータに基づいた最適なケアの提供に活用し、重度化の防止につなげる。 これら事業を試行的に実施する。 ・対象者 要支援・介護認定者 60人 ・実施方法 ①データ収集・共有の仕組みづくり ②介護事業所への周知、募集 ③実証（3か月～） ウェアラブル端末から得られたデータを本人、介護者、介護事業所において共有 ④データ分析・効果検証 ・実施時期 令和7年4月から令和8年3月まで
------	--



○静岡市健康福祉審議会条例

平成19年3月20日

条例第19号

静岡市保健福祉介護総合政策審議会条例（平成17年静岡市条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市健康福祉基本条例（平成19年静岡市条例第14号。以下「基本条例」という。）第16条に規定する静岡市健康福祉審議会（以下「健康福祉審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第2条 健康福祉審議会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- （1）健康福祉の推進に関する重要な事項に関すること。
- （2）基本条例第8条第1項に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- （3）基本条例の見直しに関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

2 健康福祉審議会は、前項に規定するもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「社会福祉審議会」という。）として同項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を調査審議し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項各号に掲げる事務を処理し、並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第23条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する。

（平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正）

（組織）

第3条 健康福祉審議会は、委員29人（社会福祉審議会に係る委員（以下「社会福祉審議会委員」という。）にあっては、24人）以内をもって組織する。

2 市長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認め

るときは、健康福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

- 3 社会福祉審議会委員及び社会福祉審議会に係る臨時委員のほか、委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

- 4 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 健康福祉審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 健康福祉審議会に、委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、法第10条の規定により置かれた社会福祉審議会の委員長の職にある者をもって充てる。

- 3 副委員長は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名する。

- 4 委員長は、会務を総理し、健康福祉審議会を代表する。

- 5 委員長は、健康福祉審議会の会議の議長となる。

- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康福祉審議会の会議は、委員長が招集する。この場合において、第2条第2項に規定する事項について調査審議する会議にあつては、社会福祉審議会委員を招集する。

- 2 委員長は、委員（前項後段の会議にあつては、社会福祉審議会委員をいう。以下この条において同じ。）の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、健康福祉審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 健康福祉審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 健康福祉審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 第3条第2項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用にあつては、臨時委員を委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 第2条第1項各号に規定する事項を専門的に調査審議するため、健康福祉審議会に高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会、地域福祉専門分科会及び健康づくり専門分科会を置く。

2 前項の地域福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、成年後見制度利用促進法第23条第2項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を専門的に調査審議する。

3 法第11条第1項の民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、法第12条第2項の規定により読み替えられる法第11条第1項の規定に基づき、児童福祉専門分科会を置く。

4 前項の児童福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により健康福祉審議会の権限に属させられた事項を専門的に調査審議する。

5 第1項に規定する専門分科会に属すべき委員は、委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。

6 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

7 身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属すべき委員は、社会福祉審議会委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。

(平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正)

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に障害程度審査部会を置く。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に応じるため、児童福祉専門分科会に児童処遇審査部会を置く。

3 障害程度審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項の規定

に基づき、委員長が指名する。

- 4 児童処遇審査部に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名するものとする。

(専門委員)

第9条 市長は、特に専門的な事項を調査審議をさせるため必要があると認めるときは、第7条第1項に規定する専門分科会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該特に専門的な事項について学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとし、当該特に専門的な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第10条 健康福祉審議会、第7条に規定する専門分科会及び第8条に規定する審査部会（以下「健康福祉審議会等」という。）の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

(平24条例92・平27条例117・一部改正)

(委任)

第11条 法、社会福祉法施行令その他法令、基本条例及びこの条例に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平26条例111・旧附則・一部改正)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づく調査審議)

- 2 健康福祉審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間において、一部改正法附則第9条の規定に基づく認可の手續に係る調査審議を行うものとする。

(平26条例111・追加)

- 3 前項の規定により行われた調査審議は、一部改正法の施行の日以後においては、第2条第2項の規定に基づき行われた調査審議とみなす。

(平26条例111・追加)

附 則（平成24年12月14日条例第92号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月4日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月3日条例第111号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第117号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○静岡市健康福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市健康福祉審議会条例施行規則（平成19年静岡市規則第41号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の会議)

第2条 静岡市健康福祉審議会条例（平成19年静岡市条例第19号。以下「条例」という。）

第7条第1項に規定する各専門分科会におかれた規則第2条第1項に規定する専門分科会長は、専門的事項について調査審議を終了したときは、その結果について、審議会に報告するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

3 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、専門分科会長が当該専門分科会に諮って定める。

(審査部会の会議)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受け、又は意見を求められたときは、条例第8条第1項に規定する障害程度審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

(1) 身体障害者の障害程度に関すること。

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること。

(3) 自立支援医療（精神通院医療を除く。）を担当する医療機関の指定に関すること。

2 審議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に関し意見を求められたときは、条例第8条第2項に規定する児童処遇審査部会の意見をもって審議会の意見とする。

3 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、審査部会長が当該審査部会に諮って定める。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。